

## 目 次

### 第 1 号 12月14日(月曜日)

平成27年第4回下郷町議会定例会会議録(第1号) .....	1
議事日程第1号 .....	2
開会 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
町長提案理由の説明 .....	3
請願・陳情 .....	10
平成27年度所管事務調査報告 .....	11
休会の件 .....	11
散会 .....	11

### 第 2 号 12月17日(木曜日)

平成27年第4回下郷町議会定例会会議録(第2号) .....	13
議事日程第2号 .....	14
開議 .....	15
一般質問 .....	15
星 輝夫君 .....	15
佐藤盛雄君 .....	19
室井亜男君 .....	28
猪股謙喜君 .....	32
請願・陳情 .....	36
散会 .....	37

### 第 3 号 12月18日(金曜日)

平成27年第4回下郷町議会定例会会議録(第3号) .....	39
議事日程第3号 .....	40
開議 .....	41
議案第70号 下郷町個人番号の利用に関する条例の設定について .....	41
動議について .....	41
議案第71号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設 定について .....	42
議案第72号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について .....	43
議案第73号 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設定について .....	46
議案第74号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の設定について .....	53

議案第 75 号	下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定について……………	55
議案第 76 号	平成 27 年度下郷町一般会計補正予算（第 3 号）……………	59
議案第 77 号	平成 27 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	59
議案第 78 号	平成 27 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	59
議案第 79 号	平成 27 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	59
議案第 80 号	平成 27 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）……………	59
議員提出議案第 5 号	公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について……………	72
閉会……………		73

平成27年第4回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成27年12月14日			
本会議の会期	平成27年12月14日から12月18日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成27年12月14日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成27年12月14日	午前10時40分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 正 延	2番 佐藤 孔 一	3番 佐藤 勤	4番 星 嘉 明
	5番 佐藤 盛 雄	6番 星 政 征	7番 猪股 謙 喜	8番 室井 亜 男
	9番 山田 武	10番 星 輝 夫	11番 小玉 智 和	12番 佐藤 一 美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	10番 星 輝 夫	1番 星 正 延		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 五十嵐 正 俊	参事兼税務課長 室井 孝 宏
	町民課長 星 昌 彦	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 室井 一 弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 星 修 二	代表監査委員 渡部 正 晴
	農業委員会会長 渡部 和 夫	農業委員会事務局長 湯田 真 澄	事務局長 大竹 義 則	書記 荒井 康 貴
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 大竹 浩 二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年第4回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成27年12月14日（月）午前10時開会

開 会  
開 議  
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

10番 星 輝 夫

1番 星 正 延

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書  
提出の請願

日程第 5

平成27年度所管事務調査報告

（1）総務文教常任委員会

（2）産業厚生常任委員会

日程第 6

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第4回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年9月定例会から今定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してあります。

以上をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤一美君） これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（佐藤一美君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において10番、星輝夫君及び1番、星正延君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（佐藤一美君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの5日間と決定いたしました。

---

**日程第3 町長提案理由の説明**

○議長（佐藤一美君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程い

たします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第4回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては師走を迎え大変お忙しいところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては、条例の設定等6件、補正予算5件の計11件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、最近の情勢につきまして若干申し述べたいと思います。

初めに、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるTPP交渉であります。去る10月5日、参加12カ国の閣僚会合において大筋合意されました。本町農業にとって生産者が最も多く、稲作農家にとって米はどうなるのかが最大の目標ではなかったかと思えます。日本政府は、米は聖域中の聖域として臨んだこともあり、1キログラム341円の関税は維持されることとなりました。しかし、米の関税を守った代償として、家畜の飼料や海外援助米として輸入し続けていますミニマムアクセス米をこれまでの77万トンからさらに5万6,000トン上乗せして輸入することとなりました。このTPPの大筋合意を受け、政府は11月25日、TPP対策大綱として、攻めの農業へ転換を図る体質強化策と米や麦など重要5分野の経営安定化対策をまとめ、米については値下がりを防ぐため、輸入枠に相当する国産米を政府備蓄米として買い入れるところですが、前段申し上げましたミニマムアクセス米の販売差益や在庫の保管料など、さらに国の財政負担を強いる結果になったのではないかと考えられます。本町に関係する体質強化策としては、近年増加傾向にある外国人観光客に対し、食の提供や農業体験を通じ、外国人の旺盛な消費を地方にも広げるとしていることから、今後国や県の農業政策について注視してまいりたいと考えております。

さて、次に前議会以降の町内における主な出来事について報告させていただきます。初めに、本年度の重要な行事でもありました町制施行60周年記念事業が町議会議員の皆様を初め、町民の皆様、国会議員や周辺市町村の皆様のご臨席を賜り、去る10月12日、ふれあいセンターにおいて開催させていただきました。第1部の記念式典及び第2部の下郷町プロモーションビデオの発表には約200人の町民が、第3部の東国原氏の記念講演会には、ふれあいセンターを満席とする500人以上の人たちに聴講いただきました。記念式典を終えまして、今後さらに発展し、魅力ある町づくりに力を傾注しなければならないと気持ちを新たにいたしましたところであります。

次に、沼尾のロックシェッドについてであります。昭和56年に町道として移管されてから町はこれまで何回か整備、補強工事を重ねてまいりました。しかし、経年劣化により損傷が激しく、修繕工事には多額の費用を要することから、私が直接郡山国道事務所や国土交通省に出向き、国による直轄代行をお願いしてきたところであります。このたびその要望が実り、全国でたった3カ所という国の直轄診断事業に該当し、10月23日、現地調査を受けたところです。今後引き続き補修工事についても国による直轄代行工事を進めていただくよう要望してまいりたいと思います。

10月30日には、議員の皆様方と一緒に平成28年度の予算編成に当たり、本町の重点事業の中央要望を実施し、翌31日には第25回在京下郷会にそろって参加したところです。交流パーティーでは、64名の会員と本町からの参加者も含め総勢約120名が集い、ふるさとのきずなを深め、交友を確かめることができました。議員の皆様方には、2日間にわたり大変ご苦労さまでした。感謝を申し上げます。

11月15日には、福島県議会議員選挙が行われましたが、本南会津選挙区からは星公正氏のみが1候補となり、無投票当選となりました。星県議には1期目の経験を活かし、引き続き南会津地方の振興に向け、力を発揮されますよう大きく期待するものであります。

また、15日には27回となる市町村対抗ふくしま駅伝大会も開催されました。下郷町チームは、郷土の期待を背に力走してくれました。残念ながら昨年の結果を下回る順位となってしまいましたが、国レベルの選手層の中で、中学生主体でチーム編成した下郷町チームは、力を十二分に発揮し、期待に応えてくれたと思います。選手、スタッフの皆様さんには、心から慰労を申し上げ、また応援に駆けつけていただきました町民の皆様、議員各位に対して感謝を申し上げたいと思います。

さらに、スポーツ分野では10月17日から開催されました第2回市町村対抗ソフトボールでの本町チームの活躍がありました。本町チームは、初出場ながら1回戦、2回戦と勝ち進み、4連勝で準決勝と駒を進め、準決勝で郡山市と対戦、行き詰まる戦いを見せてくれましたが、惜しくも敗れてしまいました。しかし、初出場で堂々の3位入賞という立派な成績をおさめられました。出場されましたチームの監督、選手、そしてチーム関係者の皆様にお心からお祝いとねぎらいの言葉を申し上げます。また、南相馬という遠い地まで3週にわたり応援に駆けつけてくれました選手のご家族、町民の皆様に御礼と感謝を表する次第です。

11月22日には、芦ノ原地区のお祝いとよさこいチーム郷人の創立15周年記念公演会がありました。芦ノ原地区につきましては、6月の定例会でも報告させていただきましたが、地区の地域おこし協議会が県知事賞を受賞し、11月17日には東北農政局長賞という栄誉ある受賞となりました。少子高齢化の中で過疎意識にいち早く対応し、活気ある集落づくりに努め、その活動が認められての受賞でした。また、よさこい郷人は會津風雅堂を満席にする盛況ぶりで、これまた両団体とも下郷の名を大いに高めてくれたものと感じております。

そして、今月9日の新聞には、本町の湯野上温泉が全国旅行専門誌「じゃらん」が行った全国温泉地満足度調査において、秘湯部門、全国第2位、総合部門においても全国9位になったという報道がありました。これまた下郷町の名声を大いに高めてくれました。湯野上温泉旅館、民宿の皆さんの常日ごろからの接客態度や心温まる郷土料理の提供、アットホーム的な雰囲気づくりが実を結んだものと考えます。町では、現在地域活性化・地域住民生活等緊急交付金を活用し、宮城大学との連携を通じて、地区の皆様と一緒に湯野上地域の振興施策について基本構想を練っているところであり、今回の報道の生み出す観光客を迎えるためにも早期の施策実施に向け取り組んでまいりたいと存

じますので、引き続き議員の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

11月25日には、故室井東志生氏のご息女、あかね様より故人の遺作4展が町に寄贈されました。室井先生の作品を所蔵しますことは町といたしましても大きな財産であり、なおかつ日本を代表する画家の作品を身近で見学できることは、教育的知見から子供たちにとって大きな影響を及ぼすものと考えます。早々あす15日から寄贈を受けました作品をグリーンプラザ田沼文蔵記念館においてお披露目、展示いたしますので、ぜひごらんいただきたいと存じます。

11月26日には、私と教育長、教育委員から成る本年度3回目の総合教育会議を開催し、下郷町教育大綱を決定いたしました。本大綱につきましては、4月30日に第1回の会議を開催し、私の考えを教育委員会の皆様にお伝えして、5月以降、教育委員会定例会の場において検討いただき、10月、11月の会議を経てまとめ上げたものです。本日の定例会終了後、全員協議会の場において教育の専門である教育長からその内容についてご説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、さきの9月定例会において補正予算でご議決いただきました下郷町魅力発信事業の第1弾として、下郷アンテナショップを東京都台東区谷中商店街の1店舗を借り上げ、12月2日から6日まで実施しました。私を初め、副町長、教育長、そして各課の課長等と全庁挙げて下郷町のPRに努めたところです。制作しましたプロモーションビデオの放映とともに、観光地である湯野上温泉や大内宿、塔のへつりなどを紹介し、町物産の展示、販売、2地区居住の推進を図るクライנגルテンの紹介等、準備しました来店記念品は5日間で全てなくなる盛況ぶりでした。来場者の皆さんには、本町の見どころや物産、また食材の安定性などご理解をいただき、行ってみたい、また訪ねるよとのお声かけをいただいたところです。12月3日には、台東区のローカルテレビの生中継も入り、今後大きな成果があらわれてくるものと期待するところであります。

そのほか私といたしましては、4月から東京出張においては時間が許す限り企業訪問や関係省庁、本県選出の国会議員に要望活動を重ねてまいったところです。本町の重要施策である携帯電話の不通地域の解消もその一つであります。このたび要望してまいりました枝松地区が国の補助事業として該当となり、11月4日に内示を受けたところです。本定例会において一般会計補正予算、歳出において4,261万1,000円、歳入において県補助金3,295万7,000円、建設します電気通信事業者からの分担金360万9,000円を計上し、あわせまして前段、議案第73号においてその分担金を徴するための条例をご提案申し上げているところです。

また、企業誘致につきましても会社訪問や町内進出企業との懇談を重ねながら、誘致しやすい環境整備についてご意見を賜り、さらなる町内雇用の確保に努めていただくようお願いしているところであります。

また、直近では新年度の予算編成を迎え、農業生産団体や商工業団体と意見交換会を実施し、本町の昔からの産業である農業、商工業の新たな発展となる28年度当初予算となるよう誠意努力しているところであります。

それでは、本定例会にご提案申し上げました条例の設定等6件、補正予算5件につき



まして概要を説明申し上げます。

初めに、議案第70号 下郷町個人番号の利用に関する条例の設定についての件であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、第9条第2項に規定する地方公共団体が条例で定めることにより、個人番号を利用することができる事務を定めるため制定するものであります。これにより行政運営の効率化及び行政分野の公正な給付と負担の確保を図り、かつ町民の行政手続の簡素化と利便性の向上、さらには番号を利用する事務を定めることにより、特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう措置したものです。

次に、議案第71号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定についての件であります。本提案は6月定例会においてご承認いただきました下郷町税条例の一部を改正する条例について再度改正するものであります。これは、地方税法施行規則等の一部を改正する条例が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、税務関係、申請書等の様式の改正が行われたことにより、所要の措置を講ずるものであります。

次に、議案第72号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件でございます。山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、下郷町税特別措置条例の一部を改正するものです。主な改正は、これまで振興山村の地域における不均一課税対象者は製造業等と規定されているところですが、改正により当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業または農林水産物等販売業の用に供する施設は設備を新築し、または増築した者と改正されたところとあります。

次に、議案第73号 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設定についての件でございます。本事業につきましては国の制度を活用し、町が事業主体となって当該地区において無線通信の業務の用に供する鉄塔基地局を整備するものであります。国が事業費の3分の2を負担し、電気通信事業者からも相応の負担を求めることができることとなっております。このため整備に係る費用の一部に充てるため、電気通信事業者から分担金を徴することができるよう本条例を定めようとするものです。なお、施設は町のものとなりますが、整備後の維持管理については電気通信事業者をお願いすることとしております。

次に、議案第74号、下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正についての件でございます。8月31日付をもちまして福島県こども未来局長からDV保護命令を受けた児童を監護する家庭もひとり親家庭医療費の助成事業の認定要件に合致し、支給対象家庭に加えるとの通知があったことから、所要の措置を講じたものであります。

次に、議案第75号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定についての件でございます。本条例の設定はこのたび農業委員会等に関する法律が平成27年9月4日に改正されたことに伴い、下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を新たに設定し、これまでの農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する内容であります。農業委員会法の大きな

改正点は、1つ目が農業委員の選出方法をこれまでの公選制から市町村長の任命制としたところと、2つ目に現在の農業委員定数を減らし、農地利用の最適化を推進するため、新たに農地利用最適化推進委員を設けることとしたところです。これらの改正に伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数についてご提案申し上げたところです。

次に、議案第76号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既決予算の総額に2,085万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,389万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方消費税交付金の交付実績に伴い増額計上。分担金につきましては、前段申し上げました携帯電話等エリア整備事業に係る通信事業者からの分担金360万9,000円を増額計上。民生費国庫負担金につきましては、保険基盤安定負担金の再算定により410万1,000円の増額計上。障害者自立支援医療給付費負担金につきましては、更生医療及び育成医療給付費において歳出見込み額が497万7,000円減額となることから、国庫負担におきましてもその2分の1の額、248万9,000円を減額補正し、あわせて県負担金につきましても124万4,000円を減額補正するものです。道路橋梁費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金事業国庫補助金の交付額が減額されたことから、4,938万円が減額計上となるところです。民生費県負担金につきましては、国庫負担金でもご説明したとおり、国民健康保険基盤安定負担金において再算定により276万4,000円の増額計上、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で63万8,000円が増額計上となっています。県補助金では、枝松地区の携帯電話整備事業、県の補助事業名で無線システム普及支援事業であります。事業費の3分の2に当たる3,295万7,000円を増額補正するものです。また農林水産費では、畜産競争力強化対策事業において下郷町畜産クラスター協議会が行う事業が規模を縮小されたことにより、951万6,000円を減額計上し、歳出においても同額が減額となったところです。災害復旧費県補助金では、9月の豪雨により被害がありました十文字堰の復旧工事に係る県補助金1,170万円を増額計上したところです。繰入金では、60周年記念事業の完了によりふるさと創生基金からの繰入金70万円、また地方路線バス運行委託料の確定に伴い、過疎対策基金から繰入金220万円、さらには小中学校の修繕工事の完了により教育施設整備基金からの繰入金330万円をそれぞれ減額計上するものです。

なお、この場をかりてご報告させていただきます6月補正におきまして90万円を増額補正し、記念事業として自衛隊による演奏会を予定したところでしたが、先方が全国大会の出場が決定し、日程調整がつかなくなったことから、年度内実施が困難な状況となりました。予定されていましたが山形自衛隊では、おわびに來るとともに、次年度の確かな開催と中学生への指導についても約束してくれているところです。

次に、諸収入ですが、平成26年度の療養給付費負担金の確定に伴う支払い超過分を後期高齢者医療広域連合償還金として145万3,000円を増額計上。過疎対策事業債につきましては、雪寒機械整備事業の完了に伴い290万円の減額計上。また、南会津地方広域市町村圏組合が事業を実施しました消防救急デジタル無線事業7,370万円、町消防本部車及び倉村地区に配備しました消防ポンプ積載車の更新事業1,060万円につきましては、財源と

して過疎債で見込んだところでありましたが、県の指導により緊急防災、減災事業債のほうへ組み替えとして事業を完了していることから、その実績額でもって8,080万円を計上するものです。災害復旧事業債については、前段ご説明しました9月の豪雨に係る十文字堰の財源として650万円を増額計上するものです。

歳出につきましては、総務費では防災無線個別受信機の経年劣化による町民からの交換需要が増え、在庫も少なくないことから、20台を購入するための経費42万2,000円を増額計上。また企画費では、歳入でも説明しました携帯電話等エリア整備事業において、設計監理委託料として682万5,000円、工事費に4,261万1,000円を増額計上させていただきました。地方路線バス運行委託料につきましては、事業の確定に伴い127万4,000円を減額計上したところです。ふるさと応援基金積立金につきましては、当初予算より現在51万円が増額収入となったことから、同額を基金に積み立てることとしました。60周年記念事業60万円の減額補正につきましては、各世帯に配布しましたエコバッグの購入が低額となったことによるものです。同じ総務費では、戸籍住民台帳費、備品購入につきまして番号法の施行に係るカードの裏書印字システム機器購入経費として83万2,000円を増額計上したものです。民生費では、国民健康保険特別会計繰出金、保険基盤安定負担金の再算定に伴う繰り出し分として915万4,000円を増額計上し、老人福祉費では高齢者の除雪援助に用いる除雪機械及び運搬車両購入費の完了により367万9,000円が減額となったところです。障害者自立支援医療給付費につきましては、歳入でもご説明したとおり、給付見込み額の減により497万7,000円が減額計上となったところです。また、同じ民生費で児童福祉費では、広域入所児童の増加から委託料で378万9,000円が増額計上となり、しもごう保育所費では年度当初から予定しました臨時職員2名の採用が7月と10月となったことから、200万5,000円が減額計上となったところです。衛生費では、胃がん検診等、16項目の検診及び後期高齢者健康診査において受診者数が減ったことから、271万円の減額計上となったところです。農林水産業費では、歳入でもご説明申し上げましたとおり、事業の縮小から下郷町畜産クラスター協議会補助金951万6,000円が減額計上となったところです。土木費では、備品購入費において除雪機械購入事業の完了に伴い850万2,000円が減額となり、道路新設改良費及び橋梁維持費では、歳入でもご説明いたしました社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業国庫補助金の減額等により、道路新設改良費で7,817万円、橋梁維持費で543万円の減額計上となっています。また住宅管理費においては、特定公共賃貸住宅の屋根を修繕する経費として100万円を増額計上するものです。消防費では、南会津地方広域圏組合が事業を実施しました消防救急デジタル無線事業の請負額の確定から、町負担金191万2,000円を減額計上するものです。教育費では、教員住宅改修工事58万5,000円、小学校の環境整備に係る施設修繕料242万8,000円、檜原小学校屋内体育館耐震補強工事に係る設計監理委託料84万8,000円、また文化財整備費の大内宿保存修理事業179万8,000円がそれぞれ事業を完了することにより減額計上となるところです。災害復旧費では、これも歳入で説明しましたとおり十文字堰の改修事業に係る事業費1,800万円が増額計上となっています。

以上が平成27年度一般会計補正予算の主なものであります。

次に、議案第77号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、既決予算の総額に2,518万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,506万5,000円とするものであります。歳入につきましては、療養給付費交付金において、現年度分6月期診療分までの算定において退職者医療負担金が増となり、1,790万9,000円の増額計上。反対に過年度分においては、精算交付が達成しなかったことから188万円を減額して計上したものです。一般会計繰入金につきまして一般会計でもご説明したとおり、保険基盤安定負担金の再算定に伴い、915万4,000円を増額計上するものです。歳出については、諸支出金、平成26年度療養費の精算による返還金680万9,000円と特定健康診査国庫補助金等の確定による返還金34万6,000円、計715万5,000円を計上したものです。

次に、議案第78号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既決予算の総額に85万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,135万4,000円とするものであります。本補正は、毎年10月20日を基準日として福島県後期高齢者医療広域連合が保険基盤安定負担金の確定値を算定しており、当該機関から85万2,000円の増額通知があったことから、一般会計から繰り入れ、歳出において広域連合納付費分として同額を計上したものであります。

次に、議案第79号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既決予算の総額に変更はありません。歳入においては、今回歳出予算内で給付費の組み替えを行ったことにより、国庫負担金と県負担金の負担割合の影響から国庫負担金が181万円の増額計上となり、県負担金が同額の181万円の減額計上となったところです。歳出においては、サービス事業等の精査の結果、地域密着型サービス費においては当初見込みより入居者数が少ないことから、849万6,000円を減額計上し、居宅介護サービス計画給付費及び特定入居者介護サービス費においては、当初見込みより伸びが見られることから、合計で同額を増額計上するものであります。

次に、議案第80号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、既決予算の総額に93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,743万7,000円とするものであります。本補正は、消費税決算額相当分93万9,000円を一般会計から繰り入れ、歳出において同額を計上するものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 請願・陳情

○議長（佐藤一美君） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号の件を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました請願書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願についての件を会議規則第87条第1項の規定に基づき総務文教常任委員会に付託し、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

---

#### 日程第5 平成27年度所管事務調査報告

○議長(佐藤一美君) 日程第5、平成27年度所管事務調査報告の件を議題とします。

この件につきましては、会議規則第73条の規定に基づき別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

---

#### 日程第6 休会の件

○議長(佐藤一美君) 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。12月15日及び16日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、12月15日及び16日の2日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は12月17日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでございました。(午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第4回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成27年12月14日			
本会議の会期	平成27年12月14日から12月18日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成27年12月17日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	散会	平成27年12月17日	午後0時15分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
欠席議員	なし			
会議録署名議員	10番 星輝夫	1番 星正延		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 五十嵐 正俊	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤 壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部岩男	教育次長 星 修二	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	事務局長 大竹義則	書記 荒井康貴
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 大竹浩二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成27年第4回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成27年12月17日（木）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書  
提出の請願

散 会

(会議の経過)

- 議長（佐藤一美君） おはようございます。開会に先立ちご連絡申し上げます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）
- 

**日程第1 一般質問**

- 議長（佐藤一美君） 日程第1、一般質問を行います。  
質問の通告がありましたので、順次発言を許します。  
10番、星輝夫君。

- 10番（星輝夫君） 皆様おはようございます。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。今回は、3項目ほどございまして、1つ目に観光地の道路整備及び道の駅の駐車場拡張について、2つ目に耕作放棄地について、3つ目に町道の道路占用について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番、観光地の道路整備及び道の駅の駐車場の拡張について。紅葉シーズンに塔のへつりに行く機会があり、観光客が大勢来ており、大変喜ばしいことと感じました。しかし、道路が狭く、車道を観光客が歩き、その脇を大型バスが通り、またその先で車とすれ違うなど、とても危険な光景を目にした方は大勢いると思いますが、事故が起きてからでは取り返しがつきません。観光客に安全、安心な町であることをアピールするためにも、早急に町道の改修が必要と思われませんが、町長さんの考えをお伺いいたします。

また、道の駅の駐車場はシーズンには少し狭く感じられますが、今後の改修予定を伺いたいと思います。

2番目、耕作放棄地について。後継者がいない、高齢化したなどの理由により、耕作を放棄した土地が随所に見られるようになりましたが、平成27年の11月12日の新聞で、耕作放棄地の土地にかかる固定資産税の引き上げが政府で検討されているとの報道がありました。本町では耕作放棄地、遊休農地がどのくらいあるのかをお尋ねいたします。

また、水田については、借りていた方が高齢化のため諸事情による作付できず持ち主に返したが、持ち主が返されても作付できず、借り手もいないままの放置された水田が圃場整備された水田でも見受けられるようになりました。豊かな自然環境を守るため、耕作放棄地の活用についていかがか考えを伺いたいと思います。

3番目の町道の道路占用について。町道を占用し排水パイプなどを埋設するときには、占用許可を得て使用者が道路占用料を支払うことになっていますが、年間総額幾ら町へ支払われていますか。また、占用料の免除などがあるのかをお尋ねいたします。

以上でございます。

- 議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。  
町長、星學君。



○町長（星學君） 10番、星輝夫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の観光地の道路整備及び道の駅駐車場の拡張についてのご質問ですが、国道121号より塔のへつりに進入する町道藤見公園線に関しては、ご指摘のとおり大型車が通行するには幅員も狭く、すれ違いも困難な状況にあり、駐車場及び塔のへつり駅などから塔のへつり間を歩行する観光客に対しての十分な安全性が図られているとは言えない状況であります。幸いにも今までに大きな交通事故は発生しておりませんが、観光を基幹産業とする本町にとっては、観光客の安全確保は重要な要素であると認識しております。そのため、この路線においては今までに大きな改良こそはできなかったものの、通行車両の増加に伴い、歩行スペースの確保に向けた整備を小規模ながら実施してまいりました。また、今年度は公衆トイレ付近から曲線部においての区間約40メートルについて道路拡幅工事を予定しているところです。この工事は、歩行者のスペースの拡張と車両通行部分との境界を明確にするため、歩道部のカラー化を予定し、観光客の歩行についてこれまで以上の安全確保に努めてまいりたいと考えているところです。

道の駅もごうの駐車場増設につきましては、ただいま南会津建設事務所におきまして289号南倉沢工区未改良区間を整備中であり、この工事によりまして発生する残土を有効利用するため、駐車場増設に伴う盛土材として提供を受け、平成28年度中の事業着手を予定しているところでもあります。

続きまして、耕作放棄地についてのご質問ですが、耕作放棄地面積については、毎年町農業委員会において利用状況調査を実施しております。直近平成26年の調査結果によりますと、町の全農地2,210ヘクタールのうち再生可能な耕作放棄地265ヘクタール、再生不可能な耕作放棄地709ヘクタールであり、合計で約974ヘクタール、44.1%の放棄率であります。ご指摘のとおり農業者の高齢化や後継者不足、農産物価格の下落などによる離農者などもあり、耕作放棄地発生理由の一つとなっているところです。

本町につきましては、昭和40年代国営パイロット事業に関する耕作放棄地について、平成20年度以降国の交付金事業により農業再生法人等が放棄地の活用再生事業に取り組んでおり、また町農業再生協議会でも町の単独補助事業として再生事業に取り組み、ここ数年の耕作放棄地面積としては横ばいの状況であります。耕作放棄地については、まず耕作放棄地にならない発生防止対策が肝要であり、町でもこれまで地域振興作物としてソバやリンドウ、近年はタカナ、エゴマ等を指定勸奨し、奨励し、振興を図っているところです。特にエゴマにつきましては、近年の健康ブームなどにより需要増が見込まれることから、今年度1キロ500円の生産奨励補助金を新たに設け、生産量の増加を図るとともに、耕作放棄地対策としてでなく、新たな産地化へ向けた取り組みを進めていきたいと考えております。また、今後も町では国の多面的機能直接払い制度や中山間地域等直接払い制度を活用し、農家の皆さんのご意見を賜りながら農用地の保全と活用、地域農業の推進を図っていききたいと思います。

3点目のご質問、町道道路占用についてのご質問ですが、道路の占用許可につきましては、道路に工作物、物件また施設を設け、継続して使用する場合は、道路管理者が道路法第32条の規定に基づき許可しております。町道の道路管理者は下郷町長。ご

質問であります、当町での道路占用料金の額でございますが、平成27年度で申し上げますと、11月末現在の調定額は113万2,528円でございます。徴収額の大部分が電力系の電柱、ケーブル、通信系の電話柱、ケーブル、温泉給湯管の埋設に係るもので、個人については排水管等の埋設がほとんどです。占用料金の体系につきましては、下郷町道路占用料徴収条例に基づき徴収しておりますが、単価については県に準じております。なお、占用料の免除の対象となるものについては、国または地方公共団体が行う事業での占用、水道管の給水引き込み、テレビの共聴施設のケーブルの引き込み等が対象となっているところですが、

以上で10番、星輝夫議員からのご質問に対しましての答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 1番目の観光地道路整備及び道の駅の駐車場の拡張についてでございますけれども、今の答弁の中で町長さんは、道の駅の駐車場の拡張には残土を運んで拡張したいと言われたのですけれども、我々先月の11月の6日の日に所管で一応現地を、道の駅に行ってきたときに気づいたのですけれども、あそこに農産物の建物があると思うのですけれども、その裏が丘になっております。それで、あの丘を整地をすればかなりの駐車場のスペースができるのではないのかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

それから、塔のへつりの件でございますけれども、先ほど事故はなかったと言われたのですけれども、関係者に聞きましたところ、大型バスと歩行者の接触事故で過去2件ほど発生していると聞いております。それで、そういった観点からも大事故をなる前にもやはり大型バスは上の林の中に駐車をし、そして歩かせる、大内宿のようなあいつた態勢をつくるべきではないのかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

あと、2番目の耕作放棄地でございますけれども、放棄地また遊休農地974ヘクタールがなっているとされたのですけれども、私農業委員会やっているときよりも面積が増えてきたと思うのですけれども、その固定資産税はどういったところで使うのか、そこら辺をお知らせ願いたいと思います。

それから、3番目の道路占用の料金でございますけれども、100万近くあると言われたのですけれども、その使い道もどのような方向で使うのかをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 道の駅の駐車場の確保についての、現在あるところの丘を利用したの駐車場スペースとしてはどうかという再質問ですが、これは設置したときにつくったものでございまして、戻し事業になります。やっぱりこういうことはやらないほうがいいと私は考えておりますので、その点については今までの利用の仕方、先ほどの答弁の仕方理解願いたいと思います。

次に、塔のへつりで事故が何件かあったということでございますが、確かにそれは

小さな事故はあったと思います。あったと私も記憶にはございますが、駐車場を上に向けてという考えですけれども、これは私有地がたくさんございますので、その辺を調整というか協議していかないと、その事業は前に進んでいかないと私は考えておりますから、今後ともそのようなことについては検討してまいりたい。

次に、固定資産税の関係ですが、これは産業課長から答弁させます。占用料の使い道は、当然毎年当初予算に計上して歳入歳出の中で全体的な予算措置をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 財政を預かる課長として、総務課長が答えます。

耕作放棄地の固定資産税の使い道、あと占用料の使い道でございますが、これにつきましては一般財源としての収入でありますので、特定してこれに使うという目的ではございません。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 1点だけ質問させていただきます。

耕作放棄地についてでございますけれども、一応新聞、テレビなど報道あったのですけれども、固定資産税が今後1.4から1.8%に上がるという方向で今政府が動いていますけれども、下郷町は従来どおり1.4だと思っておりますけれども、やはり農家にとっては税が上がるということは大変でございますので、今までの従来どおりのパーセントの固定資産税でひとつ上がったときにはそういった方向で考えてもらいたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） ただいまの質問でございますけれども、新聞報道におきましては耕作放棄地につきましては1.8倍という報道等がなされております。ただ、これにつきまして一切まだ決まっておりません。どうなるかもわかりませんが、ただ議員の質問にありますように、固定資産税は課税標準額に1.4%を掛けた数字が税額という形になります。その1.8倍ですので、1.4倍が1.8倍という形ではありません。1とすれば、1のものが1.8倍となる形でございます。ただ、これにつきましては地方税法で決まりますので、町独自でこれを1.4が1.8倍にするとか、勝手なことはできませんので。ただ、これにつきましては法律の状況、それを見て今後検討していきたいと思っております。ということで、この場はこの答えでご了承願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（星輝夫君） はい、ありません。

○議長（佐藤一美君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 5番、佐藤盛雄でございます。通告書に基づきまして、6点からおただしいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

初めに、第1、しもごう保育所隣接の民有地の活用についての件をお伺ひいたします。しもごう保育所に隣接する民有地について、本年公有財産審議会に付議されましたが、その後地権者には何の話もありません。地権者は、所有地に無断駐車されたり、ごみを捨てられたり等大変迷惑をこうむっており、境界にバリケードあるいはロープ等の設置をしたいというような話を先日本人から伺ひました。町では具体的な計画があるならば、地権者に丁寧な説明と協力を求めるべきであると考えております。当民有地に関する今後の具体的なスケジュール、それとその対策についてお伺ひいたします。

2点でございます。会津下郷駅周辺町道の拡幅についての件をお伺ひいたします。会津下郷駅からしもごう保育所及び檜原小学校までの町道について、幅員が狭く通学、通園時となるときはすれ違いもできなく、一方の車が民有地に入り込んで退避している状態であります。また、そのようなところを小学生が歩行通学している状況は、とても危険に見受けられます。特に会津下郷駅側県道との交差点付近は見通しも悪く、歩行者、車両ともに危険のことから、拡幅改良を求める声が各種方面から多く寄せられております。保育所や学校から保護者や児童などに注意は喚起されているようですが、2つの公共施設へつながる重要路線である状況からも、ぜひとも拡幅改良をお願いしたいと思ひますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

3点目でございます。民間企業の撤退と工場団地計画についてお伺ひいたします。平成28年3月に、刈合に進出しております民間企業が撤退、また12月に姫川地区にあります製材工場が廃業するという情報があります。これらは、そこに勤務する従業員はもとより、地域の経済、雇用等に重大な影響が出ると懸念されております。そこでお伺ひいたします。これらの情報は町にいつ入ったのか。撤退の原因は何なのか。その企業に赴いて引きとめ、慰留をお願いしたのか。撤退の原因を分析し、その対策を検討し、対案を提案できなかったのか。また、従業員は何人で、失業者に対する救済対策にどのように取り組んでいくかをお伺ひします。

一方、廃業する製材工場は、姫川地区の一等地にあり、今後の跡地利用が大きな行政課題になってくると思われれます。例えば、跡地利用に関しまして、住宅団地と一体化した都市型公園整備とか、あるいは地域ポケットパークとか、さらには企業用の工場敷地とか、いろいろな方法が考えられますが、新たな利用方法について地権者及び姫川区と十分協議し、検討すべきであると思ひますが、町長のご見解をお伺ひいたします。

次に、4点目でございます。定住人口の増加対策についてお伺ひいたします。地方の人口減少と高齢化は地方自治体にとって大きな政治課題であります。特に若年層の雇用が少なく出生率も15%台まで落ち込んでしまい、これを将来20%台まで上げる対策が求められております。そこで、定住対策について以下の点についてお伺ひいたします。(1)、Iターン、Uターン奨励金の創設について。(2)、Iターン、Uターン者の住宅確保対策として、住宅の家賃の一部を補助する制度の創設。(3)、Iターン、Uターン者

が住宅を新築する場合、その建築費あるいは土地の用地買収費の一部を助成する制度の新設。(4)、保育所の保育料は、現在同時入所の場合第2子目が無料になっておりますが、単独でも第2子目以降を無料化する政策の新設。以上4点につきまして、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、第5点目でございます。企業の状況と雇用対策についてお伺いいたします。近年県の企業立地補助金や町補助金などを活用して進出してきた企業の雇用状況はどのような状況なのか。この企業へ就職したもののやめて他の市町村に勤務しているなどといった情報はありますが、町はこれの情報を把握しておられるのか。現在雇用に係る奨励金制度もあるようですが、企業立地補助金という町の条例があるようでございますが、他の市町村よりも優位な制度にしていかなければ、企業進出も雇用状況もよくなるのではないかと思います。町長のご所見をお伺いいたします。

6点目でございます。平成28年の予算についてお伺いいたします。平成28年度の当初予算編成に当たっての基本的方針についてお伺いいたします。来年度は町長就任されてから3年目に入ります。種をまいたものが花が咲いて実がなる大事な時期だと思います。そういう意味で、この来年の予算編成に当たっての方針につきまして、以下4つの点でお伺いいたします。(1)、予算編成についての町長の基本的理念、基本的な概念、これをお伺いいたします。(2)、予算の中に盛り込む重点事業これは何なのか。(3)、工業団地造成の調査費、また湯野上地域振興計画の予算を計上なされるのかどうか。

(4)、会津縦貫南道路に隣接する工業団地や物流基地をつくるべきでないか。これは3点目とリンクするわけでございますが、この工業団地とか物流基地に関して申し上げたいのは、現在高規格道路の南道路が着工になりまして、田代と張平地区のインターの間に、その中間あたりにインターチェンジを設置してほしいというような協議会が生まれて、陳情もやっておりますが、こういった政策の転換図る場合に新しくインターチェンジをつくるとすれば、それに対する大きな制度の変更、あるいは物流基地、工業団地を、こういうものがつくると当然必要なのだということも大きな要望する場合の要望事項になると思うのですが、その辺も含めて町長の考えをお伺いいたします。以上4点につきまして、町長のご所見をお伺いいたします。

以上で佐藤盛雄、5番の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 議席5番、佐藤盛雄議員のご質問についてお答えします。

まず、1点目のしもごう保育所隣接民有地の活用についてのご質問でございますが、本年5月27日に開催されました町公有財産審議会においても、しもごう保育所南側に隣接する個人所有地、駅前小学校線側からの保育所へ通ずる入り口部分になりますが、先に一部道路として使用していることもあり、また本人からも町のほうへ売却してもよいという声が聞こえてまいりましたので、審議会にお諮りし、買収に向け事務を進めることで了解をいただいたところでした。このことを受けまして、まず土地の適正買収価格を把握するため不動産鑑定士に評価をお願いし、評価額算定書の提出を得たところです。

土地所有者と直接なご連絡をとりましたのは、今月9日に電話連絡を申し上げ、15日に自宅を訪問しています。しもごう保育所では、職員の駐車スペースがなく、裏側の非常階段近くに駐車している車があり、安全確保のため土地買収についてご協力をお願いし、ご理解をいただいているところです。今後買収予定地に係る境界と面積を確定し、町公有財産審議会に付議しながら当予算計上を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、会津下郷駅周辺道路の拡幅に関するご質問でございますが、通学路においては全国的にも車両による通学児童の列に対しての飛び込み事故等痛ましい事故が毎年のように発生しており、車社会の現在、車両と歩行者が接触する可能性は高くなっていると思ひれます。当該町道であり駅前小学校線付近は、沿線住宅や公共施設等により周辺環境が変化しましたが、道路整備については擁壁や排水施設、舗装等は行われたものの、拡幅については大きく変化しておりません。当該地区が住宅の密集地であり、町道沿線にも住宅等の建物が建ち並び、かつ鉄道踏切の存在等の諸条件により、現在までに大きな改良による道路拡幅整備が困難であったことが要因と思ひれます。本年度は、当路線に歩行者用通路としてカラー舗装を施工し、車両利用者への注意喚起を行っております。また、今後は可能な限りの道路整備を行い、交通安全の確保に努めてまいり所存でございます。

次に、大きな3点目の民間企業の撤退と工場団地計画についてのご質問でございますが、1点目の撤退の情報が入ったのはいつかという質問につきましては、私が直接会社からお話を伺ひましたのは、本定例会の開催日の14日であります。それ以前、12月2日に社長と工場長が役場を訪れ、副町長に28年3月末をもって只見工場と統廃合し、下郷工場を閉鎖する旨、話をしていかれ、翌日副町長から報告を受けたところです。徹底の要因については、ニコン製品の受注の減による会社規模の縮小との説明でありました。また、企業に出向いての留意したのかとの質問につきましては、先ほどの日程でご理解賜りたいと思ひます。

撤退の原因分析と対策についてのご質問ですが、町としての雇用の確保の必要性についてお願ひしているところではありますが、何分にも会社経営本体に関するものであり、町としてできる範囲を超えておりますので、提案はしておりません。従業員数は、下郷工場20人であり、うち町内出身者を含む従業員は7名とのことであります。会社では、今月初め従業員個別説明を行い、来月末までに継続して只見工場で就業するか、回答を得ることとなっております。また、あわせまして、失業者等への救済対策ですが、町内企業との懇談を重ねながらお願ひしているところです。

製材工場の閉鎖につきましても、去る11月25日にお話を伺ったばかりであり、当製材所においては来年3月まで操業するとのことです。町のほうだけで物事を運ぶことは差し控えたいと思ひます。ただ、佐藤議員がおっしゃるとおりお話は伺ひましたので、今後姫川区も交え検討してまいりたいと思ひます。

続いて、定住人口増加対策についての質問ですが、Iターン者、Uターン者ともに本町に戻ってこられることは非常にうれしく思ひます。また、このような制度により本町

に戻ろうか迷っている方々に対し判断のきっかけにすればよいとも考えますが、奨励金、住宅家賃の一部補助、住宅を新築した場合の補助制度新設については、全ての方を対象とするものではなく、今後年齢などの要件や金額、交付方法などをよく検討しながら対策を講じたいと思います。

次に、企業の状況と雇用対策についてのご質問であります。近年県や町補助金などを活用した進出企業、株式会社日本アレフ、株式会社香精、株式会社コトブキ福島工場や株式会社セコニック、アイフーズ会津工場、暁精機株式会社など6社の雇用状況は、パートを含めまして約260名、うち町内の従業員数は111名であります。進出後にやめられた社員の情報については、町では把握していません。企業立地の奨励金制度については、本町にも下郷町企業立地促進条例がありますが、現状は他町村よりも優位な制度とはなっていないのが現状であり、12月3日に町内企業との意見交換会を開催したところです。この意見交換会は、町企業の現状の課題等を情報交換しまして、大変有意義なものでありました。今後定期的実施しながら企業の状況を把握し、企業の意見を聞きながら対象者の要件、内容を検討し、日常化した対策を講じたいと思います。

次に、単独2子目以降の無料化を新設してはとのご質問であります。本町におきましては現在2人以上が同時入所している場合は2人目以降全ての子供を無料としていることであり、本制度は平成22年度から実施しております。しかし、近年における本町の出生数は昨年度は28人と30人を切り、平成24年度の21人に次ぐ少なさとなり、さらにこの傾向は続くものと想定される。このため、出生数の減少に歯どめをかけるためにも保育料の軽減等を含めた新たな子育て支援策、地方創生の人の流れを呼び込む事業と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、平成28年度の予算編成についてのご質問であります。平成27年11月12日に職員に対し、平成28年度予算編成に当たり、美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷を実現する主要施策の着実な推進、経済状況や国、県施策の動向など環境変化の的確な対応、必要な施策、事業の着実な推進と持続可能な行政基盤の構築、基本方針として主要施策の着実な推進に基づき予算編成に取り組むよう指示したところであります。予算に盛り込む重点事業につきましては、平成28年についても私の公約の実現とあわせ国内外の経済状況や国、県の施策とともに的確に対応し、予算に反映していくこととしております。なお、現在予算編成方針に基づき編成作業は進められているところです。

工業団地造成の調査費については、下郷町地方創生有識者会議を設置しまして、地方創生の総合戦略に合わせ工業団地候補地の選定も協議することとなっております。候補地が決まりましたら造成のための調査を考えております。

また、湯野上地域整備計画につきましては、現在委託した宮城大学により湯野上地域整備基本構想を策定中であります。私へのヒアリングは1月7日、8日に実施予定であり、その後地元湯野上振興推進協議会からの意見を踏まえた上で基本的な構想を提示した後、測量、地質調査等に係る予算計上を行う予定であります。

会津縦貫南道路に隣接する工業団地や物流基地についてのご質問につきましては、議員のおっしゃるとおり本町は会津縦貫南道路や国道289号南倉沢トンネル開通予定など、

郡内や会津地方でも恵まれた立地条件でありますから、こうした立地を生かせる場所を的確に、そして慎重に選定作業を進め、工業団地や物流基地の整備計画を立ててまいりたいと思います。

以上で5番、佐藤盛雄議員からのご質問に対するの答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） それでは、再質問させていただきます。

第1点目でございますが、5月の27日公有財産審議会が開かれ、私も意見を申し上げました。渡部誠記氏と会ったのは11月末だと思うのですが、その段階ではやはり公有財産審議会にかかって諮問して、それでそれは用地買収を進めるということで了解だったと思うのです。ですけれども、本人にその内容が伝わらず、町ではどうなのだろうということで懐疑的な点で思っていたわけです。ですから、今道路として一部使われたり、前ごみの集積所として使われた舗装部分、ここに無断駐車されたり、ごみ捨てられたりとか、本人にとってはかなり迷惑千万な話だったわけです。ですから、公有財産審議会が審議過程がこうであったならば、やはり早くこういうような答申を受けたのでぜひ用買に応じて、今後町の計画に協力していただきたいというような話をまずすべきだったと思います。ですから、そういう話がないから、バリケードをつくってロープを回すとかいう話に発展したと思うのですが、その後9日に本人に申し上げたということで、それは解決したようでございますので、よかったと思っております。

また、その地域に保育所の先生方の駐車スペースがなくて、これを用地買収してそういう方向に進めたいということでございますが、それは結構なことだと存じます。それと、あそこに消防用の防火水槽がございまして、あその土地を有効利用するには、やはり防火水槽をちょっと片側に寄せて、土地の真ん中にあるものの使い勝手が悪いものですから、そういうものも含めて検討すべきだと思いますが、その点お伺いたします。

それと、後ほどの次の2番目でも駅前からの通学、町道の拡幅でお話ししましたが、あそのすり合わせの部分、丁字路になります。ですから、隅切りをよくやって、やはり保育所に曲がる、あるいは商工会に曲がる、あの道路の隅切りをきちっとやって、あその分の道路部分としての拡幅もやっぱり考えるべきだと思うのですが、1番の件とかかわりありますが、その件もお伺いたします。

それから、第2点でございますが、先ほどの町長の答弁、まさに現実がそうなっているということは理解します。本年歩道にペインティングしまして、子供たちが歩く歩道として通行の安全を確保するためにやった点はかなりよかったかなと思っております。

それから、町道の駅からの結節点、あそこがちょうど民有地で、パレットがあったりして見晴らしが悪かったのです。ですから、あれも撤去するような要望も所有者にやっぱりやるべきだと思います。あわせて、渡部利男氏が所有していた土地、住宅、あるいは玉川商店が使用していた倉庫、今回解体して更地にして見晴らしよくなりました。ですから、駅から入るあの道路の拡幅、特に道路の交差点あそこがかなり狭くて難儀しているわけですので、先ほどの渡部誠記氏の所有の土地等を含めてあの道路の改良、拡幅



をやるべきだと思いますが、あそこには地権者が多分3人か4人おられると思うのですが、その協力を得て県道側からの隅切りをきちっとこれもやっていただきたいと思いますが、その点どのようにお考えになっているかどうか。

それから、先ほども言いますが、空パレットがかなり邪魔になっていて見晴らし悪い、見通しが悪いのです。ですから、この撤去もやはりお願いしたらいかがでしょうか。

それから、3点目でございますが、ティーエヌアイ工業が撤退ということで、やはり撤退という話が聞いたならば、社長、副社長が町においでになったということでありますが、町としてやはり企業に赴いて丁重に何とか撤退しないようお願いをするというのが、私は逆だと思うのです。社長、副社長が町に来てその状況を説明するのではなくて、町がやはりお願いしに行って何とかありませんかという、その順序が逆だと私は思います。その点ひとつ。

それから、個人の会社の民間会社の経営本体ということで町が入るすきがないということでございますが、何らかの対策ができなかったのか。対案がなかったと言うのですが、果たしてなかったのかどうか。そこはやはり町としても20人の雇用が失うわけですから、何かの対案はやっぱり提案すべきだったと思いますが、本当になかったのかどうか。

それから、姫川地区の製材所、これが撤退。今年の12月という話でしたが、来年の3月ということでございますが、あの地域のあそこの工場用地の今使っている面積幾らあるのですか。多分地権者は十六、七人だと話は聞いております。用地の賃借料は、多分平米750円という話は前聞いたことあるのですが、それは間違いないかどうか。それから、あそこは農地も一部あると思うのです。農地、雑地、あるいは宅地、混在していると思うのですが、土地の地目がどうなっているのか。それから、私の申し上げた将来の計画として、住宅団地とか、あるいは都市型公園とかポケットパークとか、あるいは企業の工場立地の用地とかいう話は検討するというところでございますが、やはり一等地である地域の振興のためには何らかの活用、これは今回の振興計画には入っていないと思うのですが、そういう振興計画に織り込んで、やはり地域の皆さんと地権者と話ししながらその計画に入れて、織り込んで将来の構想を打ち立てるべきだと思いますが、いかが考えましょうか。

続きまして、4点目でございますが、定住人口の増加対策。国の地方創生の総合戦略の中で各町村が人口対策を検討しなさいということで、全国の至るところで各種の対策が講じられております。日本全国人口減少社会に入って、出生率も下がって、高齢化率が上がるという、本当に将来の日本の危機的状況を脱却するには、やはり地方の活性化、やはり人口増対策というのが求められておると思います。ですから、いろんな町村でやっていますが、ありきたりの人口対策では人口ふえません。ですから、いろいろ問題点はあると思うのですが、例えばIターン、Uターンの奨励金、隣の南会津町は26年あたりからIターン奨励金として1人10万補助しているわけです。あるいは住宅に入った場合には1年間に限って2万を助成しますよとか、新規の雇用が図られた場合には企業にも多分10万だったと思うのですが、その奨励金が入るということでやってございます。

ですから、やはり一回下郷出身の人が都会に出て、Uターンして地元へ戻りたいという方がいると思うのです。ですから、そういう人たちの誘導先として、やはりあめの部分、要するにそれだけのメニューを提案してどうぞ帰ってきてくださいというようなことを、やっぱり積極的に独自の他の町村よりもいい案を出していかないと、絶対そういうことにはならないと思うのですが、具体的に将来についてやる意欲があるのかどうか。検討するということですが、年齢とか金額とか、いろんな条件を整備しながら検討するということなのですが、では、検討すると言うのですが、いつまでそれをおやりなのか。ただ検討するで終わってしまったではなくて、具体的に来年からもうやるのだというようなくらいの、やっぱり町長の積極的なお考えが必要だと思うのですが、その辺どうでしょうか。

それから、保育所ですが、今学校教育よりも幼児教育のほうが金かかると。保育料結構高い、所得に応じて何段階かに分かれておりますが、結構所得の高い人はかなりの保育料を払っていると思うのです。ですから、第2子目あるいは第3子目を生んで子育てをするという場合に、やはり保育料を減免する、第2子目以降は単独でも減免するという、やっぱりそれぐらいの勢い、気概がないとだめだと思うのです。ですから、出生率を1.58ぐらいですが、2%台に上げるにはやはりそれぐらいの町長意気込みないとだめです。ですから、町長その辺もう少し突っ込んで、やりますというぐらいの答弁を欲しいのですが、いかがでしょうか。

あと、6点目でございますが、来年の当初予算の編成、これから編成作業で、具体的はこれからだと思うのですが、やはり町長も公約で言っております工業団地、これは有識者会議でいろいろ意見を聴取した上でやるというのですが、やはり来年度予算に調査費とか具体的な場所を設定しないと、町長公約違反になります。4年目にはできないわけです。ですから、来年度にそれをまず具体化するための手順として調査費をつける、あるいは候補地を選定するという作業行かないと、29年度に着手まで行かないと思うのです。ですから、これはぜひやるべきだと思います。

それから、湯野上の振興計画、これも当然いろいろ大学の先生あたりの意見聞いたり、あるいは湯野上の推進協議会ですか、意見を聞きながら進めていると思うのですが、具体的に28年度の予算に計上して、具体的に着手しないとだめなわけですので、その辺もう一度町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、5番、佐藤盛雄議員の再質問についてのお答えを申し上げます。

保育所の隣接民有地の関係の整備に当たっての消防設備、消火栓等の移転については、当然先ほどでも1回目で説明したとおり、その整備に当たっては順序よく進めていきたい。消防関係の消火栓等の移設も当然、キュービクルの移転も当然、そういうことで進めていきます。当初予算に反映していきたい、こう考えています。

駅前小学校線の拡幅の件、現実的にあそこは密集地でございます、隅切りもなかなか可能でないところで、土地が許されるならばそれやっていくのが当然でございます。

それから、パレットの撤去等については、これ個人所有のものですから、これはあくまでも個人が借りて使用している分は、そこまで行政がかかわりすることはいかがかと、こう思います。

それから、ティーエヌアイ関係の撤退の話でございますが、当然12月2日に町に来て初めて知ったわけでございまして、それがまた逆からお願いしたいということは、確かに言われるとおりでありますが、もう12月2日のときに撤退しますと言われた以上は、そのことはできませんので、それ以上のことは町としても対応できません。14日の日は残ることができるのかどうかということも話し合いましたけれども、基本どおりやるということの答えでした。なお、その失業者についての対応は、私のほうでも考えてございます。

それから、製材工場の工場用地の面積、地目なんかは、今営業しているわけですから、それをその面積を計るにはまだ調査も必要ですし、それが台帳面積であればそれは正確な台帳の面積が出ればそれはいいと、地目もそうだと思います。それは当然調べることもできます。将来的な活用については、当然先ほど第1回目に説明したとおり進めていかななくてはならないということをお示ししたとおりでございます。それは当然だと思います。

それから、地方創生に係る定住人口の対策につきましては、Iターン、Uターンを積極的に将来的にも検討するというのではなくて、先ほど申し上げましたように対策を講じてまいりますというのを第1点目に回答しましたから、これは当然このことを信じていただきたい。

それから、企業誘致の条件でございますが、これは当然今有識者会議で検討をいただいていますから、それに基づいて進めるのがやっぱり筋だと思います。

湯野上温泉の構想についても、今宮城大学と基本構想を作成して、そして地域の人に理解を求める段階でございまして、その事業内容について私の考えをまだ発表していませんけれども、それらを踏まえて今年度中3月までにはその構想の概要を明らかにしたい、こう考えています。

保育料の関係、子育ての関係、これにつきましては近隣町村の関係を含めていきながら、やっぱり今後出生率が少なくなるとなれば、それは当然考えるべきものだと私は今のところ考えています。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 2番の道路の拡幅なのですけれども、全体的にはもう民地で、あと住宅が密集していて、全体の拡幅計画はこれ無理と思うのです。ですから、例えば駅のほうから保育所に至るまでの間、駅前の県道とそれの結節点、そこに玉川商店の古いパレットがあって見晴らし悪い。あれは、旧檜原の大竹さんの土地なのです。ですから、

あそこを例えば1メートルとか2メートルとか隅切りの部分を買収して、その隣の渡部利男氏の所有地、今回解体して更地にしました。そこも拡幅お願いできませんかと。それから、渡部誠記氏の所有のあそこも町で買収するならば、隅切りの部分は道路用地にしましょうと。途中にある玉川商店の倉庫がちょっと突出していますけれども、狭いですが、例えばそこも1メートルとか2メートルぐらい協力できませんかということで、保育所に行く部分、あるいは商工会に行く部分、これだけでも改良拡幅これは可能だと思うのです。ですから、もちろん地権者があることですので、なかなか用地の確保というのをお願いしなければならない点はございましょうが、町としての構想としてこういう保育所の入り口まではちょっと拡幅するのだよということであれば、あの間が一番朝晩の保育所の送り迎えの人たちの親たちの悩みの種なのです。ですから、あの部分だけは改良したいというのは町の構想があれば、これは実現できると思うのです。ですから、その点もう一点突っ込んだ話でお伺いしたいと思います。

あと、先ほどの質問で答弁いただきませんでしたでしたが、工場団地とか物流基地をつくる場合に、高規格道路の例えば張平と田代地区のインターの間に中間点にもう一つインターチェンジをつくってほしいという地域の要望があって、これの推進会議が設立されて、先日県等にもう要望あるいは国交省にも要望しましたが、これをつくる場合には大きな要因として工業団地あるいは物流基地があって、その近くからアクセスするインターチェンジが欲しいのだよというようなことがなければ、その中間にインターチェンジができないという話でございましたので、その辺も含めて有識者会議の中でそういったことも一つの方法であるというような点も有識者会議に諮って、ただ町としてそこに工場団地をつくるのがベストなのか、あるいはもうちょっと別なところの張平地区とか塩生地区の土地が安価なところに、かなりの面積が必要ですから、そこに作るのがベストなのか、あるいは将来田島に向かって落合にもインターチェンジできますが、落合地区に工場団地をつくるのがベストなのか、そういったいろんな選択肢あると思うのですが、有識者会議にも一つの選択肢として中妻、水門地区も入れて一緒にたたき台の一つとして提案するといいますか、これも一つの方法かなと思って私はおりますが、その点の答弁漏れていましたので、それをつけ加えてご答弁をお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） まず、再々質問の駅前小学校線の関係でございしますが、当然町としてはこれは進めなくてはならないというのはずっと歴代の町長さんが考えていたことなのです。ですから、それが今できないということは、大変難しいところなのです。しかし、町の構想としては入れていきたい、こう思います。

それから、高規格道路のアクセス問題、企業の関係、誘致、立地条件を整えまして、それを有識者会議でどんどん申し上げていただければ、私も助かります。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（佐藤盛雄君） 答弁漏れがあって、私が……

○議長（佐藤一美君） 5番。

○5番（佐藤盛雄君） 再々質問ではなくて、その抜けた分で追加で。私が小学線の一部改良というのは、今回渡部誠記氏が町で用地買収に応じると、それから渡部利男氏が更地にしてあれだけのスペースができたといういろんな条件が整っているわけですから、やはり一步進めてそういった方向も町として検討すべきだというのが私の提案なのです。難しいだけではなくて、それをやっぱり話を進めるべきだと思うのです。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君、要望ですね。答弁といっても。要望ですよ、道路をつくってくださいという。

○5番（佐藤盛雄君） 要望ではなくて、町長前向きにそれをやったらどうでしょうか。条件が整ってきたから、前の条件とは違うのだから、もう一步進めるべきだ。

○議長（佐藤一美君） 要望として取り上げていいでしょうか。  
(何事か声あり)

○議長（佐藤一美君） これは要望として取り上げます。  
これで5番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。  
ただいまより暫時休憩します。(午前11時15分)

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。(午前11時25分)

次に、8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 8番、一般質問を2つほどいたします。

1つは、町内に温水プールをつくってほしいと、こういうことでございます。現在健康増進のためあらゆるスポーツが取り入れられており、大変素晴らしいことだと思っております。しかしながら、足が痛い、肩や腰が痛い、膝を手術して人工骨を入れている、こういった町民が多く見受けられております。このような方々が運動するには、プールの浮力を利用しての運動が最適であると医師は言っており、そういった意見からも町内に年間を通して利用できる温水プールが欲しいという町民が多くおります。当町の高齢者の割合が非常に高く、健康増進施策はより重要を増してきているところでありますが、第5次下郷町振興計画にも、「高齢者などの利用に配慮した公共施設の整備・改善などを進め、高齢者にやさしい環境づくりに努めます」とされておることからも、年間を通して利用できる温水プールはまさに合致しており、子供から高齢者まで利用が増えることで医療費や介護費の低減にもつながってきます。また、町外からの利用や合宿等による利用などの相乗り効果も期待できます。

公共施設の活用となれば、私は考えておりました。1つは、中学校の町民プールに屋根や囲いを設置した温水プール。2つ目は、湯野上の町民体育館の中に温水プールを設置してはどうかなどといった方策案考えられますが、この場合はどの程度の費用がかかるのか、わかるならば少し教えていただきたいと思っております。また、補助金等はないのかどうか、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

2つ目は、一万人の盆踊りの復活を。今から20年以上前は、町で一万人の盆踊りと題し、町を挙げての盆踊りが開催され、多くの町民が集い、大変盛り上がっておりました。

この一万人の盆踊りが、いつしか溪流まつりに統合され、お盆でない時期に盆踊りが行われ、最近ではよさこい祭りにほんの数分間のみ行われる程度に変わってしまいました。人口が減少する中で、お盆には若者を初めとして多くの方が町に帰省してきますが、近年町内に残る若者が少なくなったことから盆踊りを行わなくなった集落もあり、そのせいもあってか、今年は帰省しないなどといった方が増えてきている状況でございます。そこで、現在お盆に盆踊りを行われている集落は幾つあるのか。やらないところは幾つあるのか。現在の若者は統合された中学校卒業者であります。同地区内だけではなく、町内全域の方々との再会を求めているのも現状であります。幅広い年齢層の方がお盆の帰省を楽しみにできるようにするためにも、町の一大祭りとしてこの一万人の盆踊りを復活させてはどうでしょうか。若い世代には出会いの場所、再会の場所づくりなどに、あわよく独身者を少なくする施策にもつながると思われれます。一万人の盆踊りのために製作したやぐらは、あのとき600万円かけております。よさこい祭りにも使うのではなく、本来のお盆に行われる盆踊りに利用できるようぜひとも復活させていただきたく町長の考えをお願いを申し上げ、2つの質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、室井亜男議員のご質問につきましてお答えいたします。

まず、1点目の健康増進のため町民プールまたは町民体育館に温泉プールを設置するにはどの程度の事業費で、補助金等はあるのかとのご質問でございますが、まず、町民プールの活用であります。ご案内のとおり町民プールは昭和47年に建設され、建設後42年が経過してございます。現在配管の経年劣化により改修が必要となっております。また、プール槽や外装などにおいても老朽化が進み、こちらも改修を迫られているところであります。

また、町民体育館であります。この建物につきましても昭和49年に建築され、築40年が経過しているところであり、平成23年度に行いました耐震診断では、大地震時には倒壊する危険性が高いといわれるAランクと診断されているところであります。

室井議員がおっしゃる高齢者の健康増進のための用となりますと、安全に入水できるスロープなどの設置も考えなければなりません。こうしたことから、町民プールまたは町民体育館を活用する温泉プールとなりますと、新築工事にならざるを得ないと考えます。

本県においては、矢吹町と石川町において温泉プールを保有しており、矢吹町においては25メートル掛ける6コースの温泉プールが設置してあります。平成5年のオープンで、工事費は約4億3,000万とのものであります。補助金を受けた形跡はないということでした。室井議員も提言のとおり、幼少期から老年期にわたり全ての町民の健康増進を図ることは重要なことであると考えますが、前段申し上げました町民プールの改修計画や、温泉プールとした場合の維持コストなど、総合的に調査研究をさせていただきたいと思っております。

2点目の、一万人の盆踊りを復活してはどうかという提言でございますが、調査しま

したところ、現在盆踊りを実施しています行政区は町内8行政区のうち14地区となっていて、そのうち2地区は時期をずらし、昔から豊年踊りとして実施しているものです。盆踊りをやらなくなった行政区では、若者や集落人口が少なくなったからと言って、盆踊りの寄附集めが面倒だとか、寄附が集まらないといった経緯からやめてしまった集落もあるようです。

室井議員がおっしゃるように、一万人の盆踊りを復活させた場合は、お盆に帰省する方たちは楽しみがいま一つ増えるとともに、若者が再会の場が提供できるものとなろうと思います。しかし、昭和62年8月15日に新生会津線開業記念イベントとして始めました一万人の盆踊りも、回を重ねるうち集落におけるお盆期間中の伝統行事がなくなってしまうとの申し入れや、平成5年から新しく始まった現在の下郷ふるさと祭りの前身である遊・湯・悠溪流フェスティバルが開催となったことから、平成7年からそちらでの開催となったところからです。

こうしたことから、再度お盆期間中における開催については、関係します団体や行政区長さんとも協議をかさなければならぬと思いますので、このことにつきましてもお時間をいただければと思います。

以上で8番、室井議員からの質問に対してのご答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 温水プールについて、質問の中で第5次下郷町振興計画は実効性のあるものにぜひしていただきたい。5次振興計画の中に、先ほど申し上げましたようなことがあるわけでございますので、ひとつぜひ実効性のあるものにしていただきたい。空想では私は納得いかないのかなと、こう思います。健康を維持した交流のまちというのも結構ではございますが、交流のまちで旅行客を受け入れるには、健康をやはり大きく維持しなければならない。こういうようなことで、健康を維持したまちづくりというようなものに対処するためにも、温水プールをひとつ考えてぜひいただきたいから。

プールというのが、いろいろ私も考えてみたのですが、289を通っていきますと西郷にちゃぼランドの後ろのほうに20メートルの子供のプールというか、あります。ここに大人も水着を着ていつも満杯のようになっています。やはりここにも行っているのかな。また、若松のスイミングスクールあたりにバスでもって下郷町に迎えに来て、このプールにも通う子供または大人までおります。

我々がやはりお医者さんに行って、先ほども申しましたけども、足が痛い、そのようなことを考えた場合には、やはり浮力を利用してプールが一番いいですよとお医者さんが言っておる。昔大内分校のプールに農業用のパイプハウスをビニールをかけてつくってあのプールに温めたんですが、やはり小学校の水泳大会をやったときに、あのときに考えたことは、大内の小学校の子供は成績が他町の小学校の子供よりもやはりすばらしかったというような記憶もございませう。この温水プールというものをやる場合には、私は利用料金というものをやはり掲げて、ひとつやる方法というものも、例えばパークゴ

ルフなんかの料金も設定してございますけれども、ああいうふうなものでこの温水プールに暖房を入れる場合には料金を取るといような設定も一つの方法かなと、このように思いますので、ぜひひとつ考えてみてはいかがなものかな。

盆踊りでございますが、今はよさこい踊りに7月の末に一応やってございますが、お盆にやっぱり相当な人数というのが在京ふるさと会を中心とした自分の生まれた故郷に帰ってくるというのが非常に多くなってございます。帰ってはくるのですが、盆踊りがない集落では非常に寂しいといようなことが言われておりますので、ひとつつくっていただきたい。

もう一つは、先ほど中身でもって今は中学校というものが統合にされている。盆踊りのやらない例えば戸赤の子供が南倉沢の子供と一緒に中学校を出た。そうした場合に、昔は万人の盆踊りやっていたときには、戸赤の子供も南倉沢の子供も一緒にそこに来て盆踊りをやって出会いの場所といものをつくった。今はそれが無い。盆踊りやっているのは1地区で湯野上、林中、中妻、一部でございまして、そういうような子供たちはその集落にやはり盆踊りの場合にはなかなかある程度大人になると行けない。出会いの場所がない。私はそういうような出会いの場所といものも町でやはりつくってやるべきではないだろうか。先ほど寄附が難しいからどうのこうのと言いましたけれども、商工会等にふるさと祭りと同じようにああいうふうなものに任せて盆踊りを一緒にやって、そこに地場産品といものを出店してもらって、そこからお盆に帰ってきた人たちが土産を買っていくような、そういうような祭りといものは私は必要であるのではないだろうかといような考えを持つわけでございますが、ぜひひとつ楽しくお盆に帰省客が喜んで帰られるような盆踊りといものをぜひやっていただきたいと思ひまして、再度質問をいたしましたので、もう一回町長この盆踊りに対しては駐在員、区長様の連中にちょっと話をして、区長様の中身でもってひとつ検討してみてくださいといようなことをひとつ図っていただきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、室井議員の再質問に対してのお答えをしたいと思ひます。

温泉プールの関係でございますが、先ほど1回目にも申し上げましたけれども、総合的な調査研究をさせていただきたい、こう思ひます。第5次振興計画を実効性のあるものについては、当然でございます。

次に、万人の盆踊りの関係でございますが、下郷ふるさと祭りや区長協議会との協議はさせていただくようにしたいと思ひます。帰省客が喜んでもらえるような方法は当然だと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 再々質問ありませんか。

○8番（室井重男君） なし。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。



○8番（室井亜男君） はい。

○議長（佐藤一美君） これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。

次に、7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、7番、猪股謙喜、通告書のとおり一般質問を行います。

まず最初に、会津下郷駅についての質問でございます。現在会津下郷駅では観光協会のほうから人を派遣しまして、かろうじて有人駅ということで業務を行っております。しかしながら、暫定的というご説明が以前ございましたので、あくまでもまだ暫定的なのかなということがあり、この質問をいたします。

会津下郷駅の有人駅としての存続が、そういったことで危ぶまれております。会津鉄道開業に伴い、下郷という冠のかかった駅名がなかったので、楢原駅を会津下郷駅という下郷の名を冠してその名称を変更したと記憶しております。下郷町の名を冠したこの会津下郷駅の有人駅としての存続について、町はどのように考えているのかご質問いたします。

次に、観光行政の事務移管についてご質問いたします。現在下郷町では観光に関して大変力を入れております。そのことにより、さまざまなイベントや物産販売、それから自主事業等のイベント、共同開催のイベント等に職員が参加したり、企画をしておりますが、職員の数も限られており、その体制もなかなか大変なように見受けられます。そこで、下郷町観光協会と下郷町観光公社を統合し、行政事務の移管を可能にする団体とすることにより、行政における事務の効率化が図られ、さらに町の限られた財源と人材を他に振り分けることにより、本来行政の職員がやるべき職務が完全にできないのではないかということでございます。そして、町の限られた財源と人材を他に振り分けられるのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

3つ目でございます。着地型ツーリズム事業の継続についてでございます。着地型ツーリズムの事業の補助が本年度で終了いたします。約2,000万の事業でございます。風評被害対策や新たな観光資源活用として一定の効果が見受けられ、事業を行ったおかげで観光やイベント、人と人とのネットワークが築かれたと思っております。事業の結果だけではなくて、新たな人材もそこで育ったように思われます。今後のこの事業の継続と展開をどのようにするのか。また、この事業を展開する上で新たな財源として地方創生に係る交付金等を活用して事業を継続できないかを質問いたします。

最後の質問になります。保育料無料化の見直しと家庭で保育する保護者への助成についてご質問いたします。条例の表現とは違いますが、ここでは第1子、第2子という表現をさせていただきます。現行では第1子が保育所入所していないと第2子は無料とならないようになっております。このことを見直し、第1子が在籍していなくても第2子は全て無料とすべきではないかということでございます。

もう一つ、できれば4歳児、5歳児を無料とすべきではないかと思っております。この点に関してどうお考えであるかご質問いたします。

それから、第1子が保育所に在籍しているから第2子を零歳児で預けてしまうという事例が見受けられます。本来3歳児ぐらいまでは親のもとで愛情をたくさん受けて育つ

のが最良とされております。情緒面での発達の優しさ、思いやり、人の痛みを知るというこういった部分を育てる上で重要な期間とされている研究もございます。本定例会で教育大綱が示されましたが、その大綱に基づいた人材を育てる上でも、3歳までの生活が重要となると思います。家庭で保育する保護者のための助成を考えてみてはどうかと思いますので、その件に関してお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

会津下郷駅の管理運営につきましては、下郷町森林組合が昨年度末で撤退し、今年度から町観光協会の職員が切符、定期券の販売や駅構内の清掃などの業務を行っております。町観光協会では、以前から湯野上温泉駅の業務を行っているという実績があり、すぐに駅業務全般において対応可能なことから、一時的な受け皿として受託しています。会津下郷駅は下郷町の中心駅として、地域コミュニティの拠点地として、そして本町の各観光地へのアクセス基地など、その効果は大きいものがあると考えております。今後有人駅としての会津下郷駅を存続させるべく、現在検討中でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の観光行政の事務移管についてのご質問であります。町観光協会については、昭和53年に任意団体として発足し、その後は町商工観光係で事務を執行しております。議員ご指摘のとおり商工観光係の業務は観光協会の事務量も多く、また出張やイベントなど職員が直接かかわっており、特に震災以降については風評被害対策費として予算規模も年々大きくなっています。総会や理事会の場において事務移管や民営化の話題は上がっていると聞き及んでいますが、観光協会の事務移管、民営法人化は理想とするところですが、町からの補助金に依存する割合が多く、やはり人材と予算の確保が条件となることは明確です。

町観光公社との統合というご提案であります。マンパワーの問題、財源の確保、組織の問題等々クリアすべき課題が多く、加盟団体や有識者の皆さんから意見を賜りながら状況を見きわめ、これからの観光協会のあり方についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の着地型ツーリズム事業の継続であります。着地型ツーリズム事業は、平成24年度から福島県緊急雇用創出基金事業補助金制度を活用して本事業を実施してきましたが、本年度限りでこの制度は事実上終了となります。事業の性格上中長期的な取り組みが必要とされるため、全ての事業を廃止することは町内の観光産業に大きな影響を及ぼすものと認識しております。現在事業存続のために別の形で事業を継続できないか県と協議を進めております。しかし、県の事業内容もまだ不明な点も多く、さらに予算規模も流動的なため、確実な財源確保の見通しができない状況となっております。持続可能な着地型観光を推進するためには、組織のあり方についても見直しを進め、地方創生関連交付金の活用も考慮し、可能な限り継続して事業を支援していきたいと考えま

す。

4点目の保育料無料化の見直しと家庭で保育する保護者への助成についての質問でございますが、現行の保育料無料化制度につきましては、佐藤盛雄議員の質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、2人の子供が同時に保育所に入所している場合、上から2番目以降の保育料を無料にするというものであります。近隣町村の支援策を見ますと、只見町においては災害時により被災し収入所得が前年度より減少した場合に保育料を減免を行っています。また、南会津町においては、5歳児のみの保育料無料化となっているところですが、先ほども申し上げましたが、平成26年度の出生数は28人、本年度の妊婦届け数は12月15日現在で15人ととどまっているなど、ますます少子化が進んでおります。このため、少子化対策としての子育て支援には、猪股謙喜議員のご提案も参考とさせていただきますながら、検討してまいりたいと考えます。

また、低年齢児の入所が多く見られるのも事実であります。三つ子の魂百までもという言葉があるように、3歳までの子供の脳の発達は著しく、この時期に周囲からの愛情に包まれ安心できる環境の中で育てられることは、人間に必要な心の情操教育にとっても大切なことであると言われております。各家庭の経済状況もありますことから、一概に申し上げませんが、この時期に親あるいはおじいちゃん、おばあちゃんとかかわりながら育つことは、非常に大切なことだと考えています。

子育てに係る助成等につきましては、現在児童手当、3子以降における子宝祝金、さらに医療機関におきましては子供医療による医療費の無料化、インフルエンザ予防接種費用の助成、小学校入学祝金などの子育て支援策を実施しているところでありますが、今後とも財政面を考慮しつつ助成検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、7番、猪股議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤一美君） 間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行いたしたいと思っております。ご協力をお願いします。

再質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 7番、再質問いたします。

会津下郷駅、それから観光行政とその組織のあり方、それから着地型ツーリズム等の事業の継続というのをあわせて、一応観光行政として捉えた形での質問でございました。湯野上駅の業務を経験した方が会津下郷駅で業務を継続して維持しておられるということでもございました。どうしても町では検討中というお答えがありましたが、私の今回の一般質問におきまして観光行政並びに組織の見直しという部分で捉えますと、下郷町観光公社と観光協会と統合することにより、町が先ほど答弁されたマンパワーの問題、これは幾分解消されるのではないかと。あわせて、着地型ツーリズムという事業これは今やめるわけにはいかないという答弁がございました。ここで平成24年からの着地型ツーリズム等におけることにおいて、実際人と人とのつながりを持った人たちが育っております。その人たちが切り盛りして100万人ウオーク、それからクラインガルテ

ン等の風評被害対策等に活躍しております。こういった人材もあわせてこの統合される団体に組み入れることにより、企画力、それから行動力等も兼ね備えたマンパワーのある組織となるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから、どうしてもその財源という部分が問題とお答えいただきました。風評被害対策で数千万規模の財源が観光協会にきていますが、それ以前は数百万台の補助ではございました。そういった面の財源もあわせて確保しなければならないのだろうと考えております。今回私の質問の中でも地方創生に係る部分を何とか取り入れて新たな事業展開が、新たなと言うと新たな形でこういったツーリズムをさらに発展させるような事業展開が図られる可能性がございますので、そういった地方創生等の補助金、それから県からの補助金等を考え、調べてぜひともそういった部分で、観光として下郷町は生きていくわけですから、その実行部隊のもとになる組織の強化というのがやはり一番重要なのではないかと。その組織に事務の一部を移管することで、役場職員の仕事量も減り、観光業務の部分も場合によっては現在4名体制でございますが、それより少ない体制でできる可能性も出てまいります。そうすればそういった人材をほかの部署に回すこともできます。でありますから、その人件費分も考えれば、観光部門での役場職員の人件費分を幾らか考えると、そうした財源として人件費ですか、役場職員の今まで携わっていた部分を計算に入れば、そういった新しい団体の運営資金ともなり得るのではないかと思います、いかがでしょうか。

保育所無料の件と3歳児までの助成の件でございます。町ではさまざまにそういった国の制度、町独自の制度を利用して乳幼児に対する助成を行っておりますが、あくまでも通り一遍ではないかと思います。今後下郷町の子供たちが下郷町のため、福島県のため、日本のため、世界のためと活躍できるのには、やはり町長がおっしゃった三つ子の魂百までということのその3歳児までの子育て並びに実際ゼロ歳児用絵本、1歳児用絵本、そういったゼロ歳児から絵本というのがございます。そういった部分で世界ではそういった子供に対するいろんな考え方で人間性を磨くというのですか、小さいうちからそういった人間力というのをつくるためにいろんな施策を講じているところもございます。ぜひとも4歳、5歳児を無料化して3歳児までは親元で育てられるような体制にすることで、さらに下郷町の人材育成にのっとったよりよい子供たちが多く育つのではないかと思いますので、ぜひとも新たな3歳児までの教育、これ保育でありますから、どうしても教育というふうには言えない部分がございますので、保育ではありますけれども、人材育成といった見地からの、ただお金をやるばかりではなくて、人材育成と捉えた3歳児までの、仮に教育と言わせていただきますが、人材育成そういった部分をもう少し考えられないかどうかお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 再質問にお答えしたいと思います。

会津下郷駅の件でございますが、有人駅として存続させるべくことを今検討していま

すから、ぜひ実現するようにやっていきたいと、こう思います。

それから、観光協会とか観光公社等の組織の見直しして統合して効率のいいものにしてくださいということですが、これも一つは考えていかななくてはならないものだと思います。

それから、着地型ツーリズムについての企画力、行動力、マンパワーの点では、十分に必要性があると、こう考えておりますから、それを踏まえ、公社、観光協会等の話し合いを持って進めていきたいと、こう思います。なお、それには財源確保でございます。そういうためにも、地方創生の事業展開も図っていかなくてはならない、県の補助金についても、やはり詰めていかなくてはならないと考えております。組織の重要性も必要でございます。そうした面で、もう少し組織の重要性からするとこの今前段で申し上げましたことについてちゃんとした調整をして、観光行政を進めていきたいと思っております。

それから、3歳児までの子育ての関係でございますが、情操教育になおさら充実させるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

- 議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。
- 7番（猪股謙喜君） ありません。
- 議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。
- 7番（猪股謙喜君） ありません。
- 議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。  
これで一般質問を終わります。

---

#### 追加日程第1 請願・陳情

- 議長（佐藤一美君） お諮りします。

過般総務文教常任委員会に付託の請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願の件につきましては、先般12月14日に開催されました総務文教常任委員会において審議を終了し、その結果について常任委員会より請願・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、去る12月10日開催の議会運営委員会で協議したところ、一般質問終了後直ちに日程に追加し、議題とすべきである旨の話し合いがなされておりますので、議会運営委員会で協議されました議事運営に沿って直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたします。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

- 議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願の件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤勤君。

○総務文教常任委員長（佐藤勤君） 総務文教常任委員会委員長の佐藤勤でございます。皆様方のお手元に配付してあります報告書に基づきまして、ご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成27年12月14日。件名、請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成27年12月14日。出席委員は、山田武君、星正延君、佐藤孔一君、星政征君、佐藤一美君、そして私であります。欠席委員はありませんでした。

以上ご報告申し上げます。

○議長（佐藤一美君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願についての件を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書提出の請願についての件は採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、あす12月18日であります。議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。本日はご苦労さまでした。（午後 0時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月17日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第4回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成27年12月14日			
本会議の会期	平成27年12月14日から12月18日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成27年12月18日	午前10時00分	議長 佐藤一美
	閉会	平成27年12月18日	午後0時32分	議長 佐藤一美
応招議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	4番 星嘉明
	5番 佐藤盛雄	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男
	9番 山田武	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星正延	2番 佐藤孔一	3番 佐藤勤	5番 佐藤盛雄
	6番 星政征	7番 猪股謙喜	8番 室井亜男	9番 山田武
	10番 星輝夫	11番 小玉智和	12番 佐藤一美	
欠席議員	4番 星嘉明			
会議録署名議員	10番 星輝夫	1番 星正延		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 五十嵐 正俊	参事兼税務課長 室井孝宏
	町民課長 星 昌彦	健康福祉課長 渡部善一	産業課長 佐藤 壽一	建設課長 室井一弘
	主幹兼会計管理者 星 永津子	教育委員会教育長 渡部岩男	教育次長 星 修二	代表監査委員 渡部正晴
	農業委員会会長 渡部和夫	農業委員会事務局長 湯田真澄	事務局長 大竹義則	書記 荒井康貴
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書記 大竹浩二			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			



平成27年第4回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成27年12月18日（金）午前10時開議

開 議

- |       |           |  |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第70号    | 下郷町個人番号の利用に関する条例の設定について                  |
| 日程第 2 | 議案第71号    | 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について       |
| 日程第 3 | 議案第72号    | 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について              |
| 日程第 4 | 議案第73号    | 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設定について            |
| 日程第 5 | 議案第74号    | 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について   |
| 日程第 6 | 議案第75号    | 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議案第76号    | 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第3号）                   |
| 日程第 8 | 議案第77号    | 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）             |
| 日程第 9 | 議案第78号    | 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）            |
| 日程第10 | 議案第79号    | 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）               |
| 日程第11 | 議案第80号    | 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）             |
| 日程第12 | 議員提出議案第5号 | 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について          |

散 会  
閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

4番、星嘉明君から欠席する旨の届出がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第70号 下郷町個人番号の利用に関する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第1、議案第70号 下郷町個人番号の利用に関する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

---

#### 動議について

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 議案第70号に関しましては、開会日の14日、全員協議会において総務課長より説明をいただきました。これ以上の説明を求めても同じ内容だと思っておりますので、議案の説明の省略する動議を提出いたします。

よろしくお取り計らいをお願いします。

○議長(佐藤一美君) ただいま5番、佐藤盛雄君から議案の説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者により成立することになりますが、この動議に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立しました。お諮りいたします。議案の説明を省略することの動議を議題として採決いたします。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) 起立多数であります。

したがって、議案第70号について説明を省略することの動議は可決されました。

---

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 下郷町個人番号の利用に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第71号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤一美君) 日程第2、議案第71号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長(室井孝宏君) それでは、議案第71号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が9月30日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

まず最初に、改正条例名が一部を改正する条例、さらにもう一度一部を改正する条例と2回出てきておりますが、これは今年6月定例会において町税条例の一部を改正を行いまして、平成28年1月1日施行となっております。未施行の部分を再度一部改正することから、このような表現ということになります。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表の第1条の改正であります。改正前、第2条第3号中以下のアンダーラインの部分、文面を削る内容でございます。削る条文の第2条というのは、用語を定めた条文でございます。前回の改正において2条、用語の箇所なのですが、マイナンバーにかかわることを改正しておりましたが、今回省令において税務関係申請書等の様式の改正が行われたことに伴いこの箇所を削り、新旧対照表の全ての改正内容は以下同様に個別条文の中に法人番号等の定義を定める内容になります。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行され、第36条の2以下の各規定

は番号法の利用に関する法律に規定する日、すなわち平成28年1月1日となります。

なお、今回の改正は様式等の条文改正のみのため、税額等の増減はございません。

以上、今回の改正内容につきましてご説明申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第72号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 日程第3、議案第72号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） それでは、議案第72号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の4ページ、下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の箇所をごらんいただきたいと思ひます。第2条につきましては、改正前の「振興山村の区域」を「産業振興施策促進区域」と改めるものでございます。

次の第5条の産業振興施策促進区域とは、対象法人を従来の木製品や食料品の製造業等に農林水産物等販売業、いわゆる農産物直売所等を加えるものでございます。対象として中小企業、これは中小企業とは従業員1,000人以下の個人事業者または資本金1億円

以下の法人であります。事業に使用する機械または建物等の取得価格が製造業においては資本金5,000万円以下が500万円以上、資本金5,000万円を超えるものが1,000万円以上という形になります。農林水産物等販売業につきましては、500万円以上の設備投資という形になります。固定資産税の減税につきましては、現行の1.4%が1年目が0.14%、2年目が0.7%、3年目が1.05%という形になります。

施行期日につきましては、附則第1条におきまして公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用されます。

第2条におきましては、改正前においては従前の例によることを規定しております。

以上、改正内容につきましてご説明申し上げましたので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） この条例にマッチする下郷町には、どのぐらいの数があるのか。例えば地域資源を活用する製造業、または農林水産物等販売業の用に供する施設または設備を新設し、また増設ですから、今までどのぐらいの方がこれに合致するのか教えてください。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君、答弁を求めます。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 対象数につきましては、いわゆる先ほど説明しました中小企業、これらが該当いたします。これらの対象というような形なのでございますけれども、山村振興計画に基づく市町村の認定を受け、各企業から条件に合った申請を受けた場合に減税という形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっとわからないからもう一回聞くのですが、では今まで認定を受けて、振興山村の区域というものが産業振興施策促進区域という名称に改めるということですので、振興山村の区域というものが今まであったわけですね。これは、どのようなことを指しているのか、今までのが。教えてください。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） このたびの山村振興法の改正をまず、ではご説明したいと思います。今回の山村振興の大きな改正点は、今ほど税務課長からありましたように、地域間の交流の促進、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、介護サービスの確保、教育環境の整備等の今後の山村振興を進める上で重要な事項を追加したということになります。ですから、農林水産物を活用した販売業の導入が今回大きく国の山村振興法に入ったということになります。うちのほうでは山村振興区域というものは、全町的に入っているところでございます。今回の特別税措置法の改正につきましては、本町における山村振興法の中身に農業、地域資源を活用する製造業及び農林水産物の販売業等をこれからこの計画の中に組み込むというものでございまして、まだその数というものは指定してございません。

以上です。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかに。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） まず、この法律ができたのは地方創生版の総合戦略の施策、そういうものによって地方にそういうものを設備投資させるといのがきっかけといたしますか、これの法改正がそういうことをもとにしてこういうものができたのかどうか。

それから、要するに都市計画区域はもちろん該当しないということでございますので、南会津町なんかはこの条例には該当しないのかどうか。下郷町は、山村地域に入っていますけれども、その辺の区域です。区割り、指定エリア、山村振興法のエリアでは該当するけれども、例えば都市計画区域の場合は該当しないのか。隣の南会津町でやった場合には、この条例の適用を受けないのかどうか。それから今後、私も一般質問で申し上げましたが、高規格道路の沿線に例えば物流基地をつくる。これも広く見れば販売的な概念に入るのでございますけれども、そういった場合には法の適用がなるのかどうか、その辺おただしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 第1点目の俗に創生法との関連でございますが、これにつきましては事業の内容については関連性ができてくるのは当然のこととあります。ただ、山村法が成立しましたのは平成27年3月31日に成立いたしまして、4月1日から施行ということになってございます。県のほうには、改正法が改正されたということで県及び市町村にあっては新しい、先ほど言いました地場産業を生かした農産物の販売等を入れなさいよという通知が来たのは6月5日でございます。これに基づきまして今税務のほうの対象の条例改正等が行われており、県及び本町におきましてもこれから振興法の中身を変えていくという段取りになっているところでございます。

あと、南会津町の山村地域であるかという……

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 都市計画区域は、これには該当しません。

あと、先ほど言いました振興産業区域というのですか、それも新たに地区指定をこれからしていくということになります。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 物流基地、きのうに出た物流基地とか基本的にここです。言いますのは、一般に農産物直売所等が該当されます。ですので、今既設のものでありますと、道の駅しごうとか大松川にあるお不動さま直売所、ああいったものが法人化をしてなった場合には、村々にある直売所が法人化になった場合には、その指定に向けて申請ができるということになっています。失礼しました。個人事業主もオーケーでした。失礼しました。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） わかりましたけれども、これから法の利点を生かした、例えば物流基地をつくるとかあるいは工業団地つくって、そこに商業の販売施設をつくるとか、やっぱりそういうことを容易に運ぶためにそういうものに該当しないのかどうか、適用除外なのか、その辺もう一回、用途は例えば農産物直売所とかそれに限定されるのかどうか、その辺また改めてお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 物流基地について、この法の適用がなされるのかということですが、あくまでもこの法の認めていますものは中小企業者、個人も含みますけれども、そういったもので機械または建築物の設備投資ができる者ということになってございます。あわせまして地域の農産物等を活用するという条件がございまして、物流基地たるものがどういった性格を持ったものになるのかによって、状況が変わるといふふうに思っています。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 販売が伴わないと対象にはならないということであり  
ます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての  
件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第73号 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設定につ いて

○議長（佐藤一美君） 日程第4、議案第73号 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴  
収条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第73号 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設定についてをご説明させていただきます。

初めに、下郷町携帯電話等エリア整備事業というネーミングでございますが、これにつきましては国の補助事業を活用し、事業主体となって携帯電話不通話地域の解消を図るという事業であります。現在本町においては、枝松集落、戸赤集落等、計7集落、10地区が携帯電話の不通話区域となっております。これらの集落においては、通信事業者の直営による参入も見込めないことから、町が事業主体となり、国の補助制度を活用し、電気通信事業者からも相応の負担を求めながら事業を進めようとするものであります。このようなことから携帯電話の不通話地域において本事業に賛同し、参入します事業者からも分担金を徴収することができるよう、本条例の設定について提案するものです。

11ページの条例案をごらんいただきたいと思います。第1条では、今ほど申し上げました分担金を徴収するため、本条例を設定する趣旨について規定したものであります。

第2条では、この条例において「携帯電話等エリア整備事業」とはと本事業を実施します内容等の定義づけの規定となっております。

第3条が「分担金は、」から始まり、最後に「電気通信事業者から徴収する。」と結んでおります。分担金は、この事業に賛同し、通信施設と設備を整備する通信事業者から徴収することとします。

第4条は、徴収する分担金の額については、町長が定めると規定したところです。この規定につきましては、全国の本事業実施自治体において、ほとんどが市町村長が定めるとしておりますことから、この例に倣い規定したものであります。現在本事業を実施しています全国の自治体においては、通信事業者からの分担金の額は総事業費の9分の1の額を徴しているところで、全国共通、一律となっているところです。ただし、この率につきましては、経済状況等の変動的要素も含んでおりますことから、あえて分担金の率や額の設定については規定しないということになっているようです。

第2項については、災害等における納期の延長規定、第6条は委任規定。

施行日は、公布の日からとさせていただきます。

本条例をもちまして通信事業者から分担金を徴収しながら、不通話区域の解消につなげてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番(星輝夫君) 10番の星でございますけれども、携帯電話、本町では小野が一番先に携帯電話の鉄塔が建ったと思います。15年前にソフトバンク、14年前にドコモ、13年前



にKDDIですけれども、今回枝松にできると言ったのですけれども、どこの会社でやるのか。それから、一応土地ですけれども、やっぱり建てるには土地が必要ですし、それは土地を買い上げるのか、それとも賃貸でいくのか、その点お願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） まず、第1点目のどこの会社が行うのかということですが、事業申請に当たりまして希望のあるドコモ、au、ソフトバンクというところに声をかけてございます。これによりまして3社とも枝松地区における参入はしたいということがございますので、現在この3社でもって町が整備する事業に参入してくると踏んでいるところでございます。

また、土地については有償、買い上げかということでございますが、土地につきましては枝松区長さんのお計らいにより、枝松区長さんの土地について無償にて借りるということで話が整っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 先ほど枝松だけではなく、ちょっと聞いたら7集落が聞けないということに、私説明聞いたみたいなきな感じなのですが、7集落のまず地区名を教えてください、鉄塔というものを今10番さんが言われましたけれども、1カ所だけではないわけでしょう、結果的に。7集落が全部無線が飛ぶような方法を考えた場合に、1つの鉄塔だけではなく、何塔の鉄塔を建てるのか、どこの地区に建てるのか。

もう一つは、今回の一般会計のほうで予算書がいろいろ出てございますが、この分担金というのがちょっとわかりにくいのですが。例えば今回予算が工事費もとってございますし、設計監理もとってございますし、分担金、町債も出ておまして、さらには今説明の中では会社が9分の1、全国で分担金を払っていると、こういうような非常にわかりづらいような今ちょっと説明がございましたけれども、例えば3社が進出したいというようなことだったら、3社そのものが全部そこに同じく、ドコモを持っている人もいるし、auも持っている人、いろんな人がいるわけでございますが、そういうようなことでもうちょっとわかりやすいようなひとつ説明を教えてくださいようお願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） まず、大変説明不足で申しわけございませんでした。

まず、携帯電話の現在不通話区域となっております集落は、今ほど出ております枝松地区、あと戸赤地区において戸石小屋、赤土の地区。弥五島の大倉地区、江川の大沢地区、同じく江川の白岩の柏木原、雑根の本村といいますか、あと丑ヶ曽根地区、あと新開地区ということで7集落が現在不通話区域となっているところでございます。このうち何集落に建てるのかということですが、とりあえず今回国のほうから内示をいただきましたのは、枝松地区において内示をいただいているところでございます。これ

につきましては、先ほども申し上げましたように3社が手を挙げたということでございます。随時新開地区からも戸赤地区からも集落における重点要望ということで携帯電話が通話できるようという要望がございますので、順次それらに対応するべく予算の獲得に向けて動いていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、分担金のお話でございますが、大変失礼しました。予算の中でご説明申し上げようと思ったのですが、先ほど9分の1ということで申し上げました。全体事業費を案分しますと、国が3分の2、町が9分の2、通信事業者が9分の1という割合でこの事業を行っているのが全国的な慣例となっております。3社が入りましても2社が入りましても1社でも9分の1の負担額に変わりはありません。まず、本町の予算の中でご説明申し上げます。そのほうが早いと思います。予算に上げさせていただきました総事業費は委託管理料、これにつきましてはそれぞれの会社がそれぞれの技術を持っておりますので、自社施工ということになると思いますが、それぞれきちんと設計どおり管理がなされているかというものを管理する、当初設計と設計監理料等含まれた3社分の委託料というふうになってございます。工事請負費につきましても3社分、合わせまして4,943万6,000円が事業費として上げられます。そのうち国庫負担3分の2ですが、歳入のところでは県補助金というふうになってございます。これは、国の事業でございますけれども、一旦県のほうに入ることから、県が事業名を変更し、町におりてくるという形で県補助金ということでございます。これが3分の2の額に当たる3,295万7,000円が補助金として見込んでいるところでございます。

次に、分担金でございますが、予算上では360万9,000円の計上でございます。これにつきましては、本事業に参入時に315分の23、電気通信が始まりましたときに315分の12をいただくと。これでもって9分の1になるということでございます。本年度、これから冬場にかかりまして設計等に時間を要しますので、通信事業の開始が次年度になるということでもありますので、315分の12は次年度予算の措置ということでしたところでございます。

以上で事業費の案分関係についての説明を終わります。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） もう一つ聞いてみたいのですが、雑根、柏木原、この辺が聞こえないということになれば、これから南縦貫道路あたりで白岩から入っていった道路というのは、トンネル掘りだとかそういうふうなもので非常に作業というか、工事が盛んになるわけですので、その辺も早目にやっぱりつくると一つの段取りというものをやらなければ、私はまずいのではないだろうかと思います。

もう一つ申し上げますと、桃曽根の上にあるテレビ塔が最初は単独でないと映らないということで単独にやったわけでございますが、後からできたやつがその鉄塔を借りて、脇に鉄塔を延ばして借りているという鉄塔が1本あるのです。皆さん、おわかりかわかりませんが、ですから、これが例えば3社が入る場合に1本の鉄塔から分けてできないものだろうか。それは、業者でないから返事は結構ですけれども、テレビ塔が1本ずつこういうふうに桃曽根の上になっているのですが、最後のときにはその鉄

塔を借りているという方法策をとっているのが1本あるのです。そういうような、副町長は知っているかわかりませんが、確かに我々がテレビの場合に新しいテレビ会社ができまして、昔は夜7時ころ、プロレスなんかやってそれが映らなくなったということで我々陳情いたしまして、つくらせた鉄塔もございます。そういうようなことで1つの鉄塔に3本はできなかつたのかどうか、ということもひとつやらなければならない。それだけ質問して、あとは予算が出ていますので、予算のときに質問をいたしますけれども、これだけ1つお願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 会津縦貫南道路関係等においても雑根、柏木原等の整備を早く進めるべきではないかということでございますが、本地区につきましても協議をしながら、場所等を選定しながら進めてまいりたいというふうに思っているところで

す。あと、共用の件でございますが、本事業につきましては国庫補助事業ということでありますので、また先ほど若干申し述べましたが、それぞれの会社がそれぞれの技術機密情報というのですか、そういったものを駆使して建てておりますので、そういったことがクリアできるのであれば、共用も差し支えないと思いますが、その辺については業者等と協議を進めてまいりたいというふうに思っているところで

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、質問いたしますが、負担の割合ですか、国が3分の2、町が9分の2、事業者9分の1ということですが、足し算すると9分の1足りないのですが、どういった、9分の1は何なのか、足りない部分は何なのかの説明をお願いいたします。

（何事か声あり）

○7番（猪股謙喜君） そうか、失礼しました。

（何事か声あり）

○7番（猪股謙喜君） 9分の9、済みませんでした。私の勘違いでした。

土地が無償で借りられるということなのですが、相続等が発生しまして、相続者がこの鉄塔をどうにかしてくれというような場合も考えられますが、そういった想定をあらかじめしてあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 土地の件でございますが、これにつきましては町が無償貸借するということでありまして、当然契約等を締結しながら対応していくことになると思います。ですので、契約の中にそういったことをうたいながら、相続が発生した場合においても速やかな契約ができるよう契約を締結したいと、入れていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 相続を受けた者が果たして承諾するかどうかという、ちょっと不安定な未定の部分が強くあるように思いますので、これは土地を取得したほうが間違いはないのかなと思うのですが、再考、もう一回考え直すお考えはありませんでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 将来的なことも憂えまして土地を取得してはどうかということではありますが、当該地区におきまして事業を施行するに当たり、町の支出も少なくするために無償で提供いただける方ということをお願いしたところでありまして、これにつきましては将来的なことも考えれば、当然土地取得が一番安全な策かと思われまます。その辺につきましては事業を遂行しながら、その辺で後々考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 今後まだこれから整備しなければならない不通話区域もございますので、年次ごとに恐らくこういった不通話のエリアをなくしていくという対策が続くのだろうと想定されますので、当初からやはり土地は取得するというような方向で、相続が発生しても安心して事業が継続される、通信事業者も事業が継続されるような方法がよろしいかと私は思いますので、さらに今回は、そういった条件で地権者とも話し合いがあったみたいですが、今後さらに事業が進んだ後、改めて地権者とお話しして取得のほうに向かうような方策を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 枝松につきましては、そういうことで事業着工に向けて進めてまいったという事情等を考慮いただきたいと思います。今将来的なものについては、土地取得に向かってやっていったほうが速やかに事業が遂行されるのではないかとというご質問でございますが、これにつきましては個々の集落において無償提供で、確かに相続等の問題はありますが、無償提供でいただきますことは事業費も抑えられるということでもありますので、その辺で場所、場所によって検討しながら事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） お尋ねします。今土地の件ありましたけれども、要するに基本的に私は地代は払うべきだと思うのです。ですから、この地域は無償で、この地域は有償だあるいはこの地域は用買に応じると、そういう基本的なスタンスが違うというのはやっぱりこれではまずいです。ですから、例えば無償でやった場合に施設ですから、もう30年、50年という長いスパンで多分使用すると思うのです。ですから、代がわりした場合にその土地がもう従来から子供のころからあって、その土地は自分のうちの土地なのだけれども、何十年たったら、これ誰の土地かわからない。やっぱり地代を払うことによって、これはうちの土地で地代が入っているのだということを確認できるわけです。ですから、やっぱり基本的に地代なんかそんな高いものではないのですから、払うのがやっぱり原

則だと思ふ、あるいは用地買収をすると私は考えますが、やっぱり一貫性がないというのはまずいと思いますので、その辺お尋ねします。

それから、町が事業実施主体ということで、施設の所有権というのはどこにあるのか、どこに帰属するのか。

それから、当然施設を維持管理する場合、ランニングコストが生じるわけですが、ランニングコストの負担。維持管理は、事業者が払うというようなことらしいのですが、それで間違いがないのかどうか。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 土地を借りているといったことについてしっかりと地代を払いながらやっていくべきあるいは取得しながらやっていくべきというご提言でございますが、これにつきましては各集落等々の事情等もございます。それに合わせて事業を遂行していくということでご了解をいただきたいと思ひます。無償で提供いただけるときには無償で土地を貸していただき、どうしても無償提供がだめだということになれば買収という形にならざるを得ないというふうに思うところでございます。

あと、所有権についてのご質問でございますが、鉄塔及びその設備につきましては、基本的に町が所有するものでございます。あくまでも整備、建てるといったものについては事業者等が行いますけれども、物につきましては町のものということになりまして、町の財産ということで登録されていくこととなります。

あと、ランニングコストについては誰が払うのかということでございますが、前段の提案理由でも説明させていただきましたとおり、事業者が基本的に維持管理を行うということで契約を結ぶという予定であります。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 地代は、各地域の無償で提供するという提案があれば無償でやるということですが、やはり基本的には用買するのだと。どうしても地区の地権者全員が無償提供するという、そういう要望を出すとかそういう場合なら特別でしょうけれども、やはり基本的には用買あるいは用地の地代を払うと。こういう姿勢は、やっぱり一応そういうふうにしておいたほうがいいと思ひます。ですから、個々の対応はいろいろ変化するでしょうが、基本的には用買なのですよと。町の道路用地なんかも基本的に用買ですよね。例えばうちの小松川地区の道路の新設のときは、地権者が実印を押して無償で提供しますということで無償で提供した経緯がありますが、そういうような個々の例は別ですけれども、基本的には用買でやるというようなスタンスはやっぱり持っていたきたいと思ひております。

それから、ランニングコストは事業者が負担するというところでございますが、その所有者である町が大規模な修理が必要になった場合、例えば雷が落ちて壊れた、当然保険も入るかもしれないですけれども、大規模な修理、改善等が必要な場合はどうするの

か。単純な軽易なランニングコストは事業者が負担しても、大幅な修繕が必要になった場合の維持修繕費は、これはどうなるのか、その点お伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 用買による対応でという再度のことですが、どうしても土地の提供が受けれないという場合には、当然用買になるかと思えます。これにつきましては議員がおっしゃるとおり、基本的な考え方としては用買という形で進めさせていただいて、それは集落の事情、提供しますよということになれば、それによって事業を進めるということでいきたいと思えます。

あと、大型の修理につきましては、基本的なものにつきましては維持管理につきましては、通信事業者が行いますよということで。例えば今ほどありました雷が落ちた場合にはどうするかということにつきましては、その内容等についてはこれから事業者と詰めながら事を運びたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤一美君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号 下郷町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第74号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 日程第5、議案第74号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。議

案第74号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本条例は、ひとり親家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。

今回の条例の一部改正は、平成24年8月1日から施行されました児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令におきまして、児童扶養手当法上でのひとり親家庭の定義として、父または母が母または父の申し立てにより裁判所からのDV、ドメスティックバイオレンスによる保護命令を受けた児童を監護する家庭という1項目を加えることとされたところであります。ひとり親家庭医療費助成事業の認定要件は、児童扶養手当の認定要件と一致しておりまして、またこれを受けて県におきましても、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する旨、平成27年8月31日付で通知がありましたので、本町におきましても下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例にも加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容についてご説明いたします。新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと思っております。左側の改正後の欄をごらんいただきたいと思っております。第2条の表のひとり親家庭の項の第7号の次に下線が引いてある部分になりますが、第8号といたしまして、父または母が母または父の申し立てにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定により命令を受けた児童という項目を新たに加えるものでございます。

続いて、6ページをお開きいただきたいと思っておりますが、第3条第3項第2号の下線が引いてあります何々「に規定する」を「の規定による」に改めまして、文言の整理を行うものでございます。

議案書の13ページに戻っていただきまして、附則によりまして、本改正条例は平成27年4月1日から適用するものとしまして、それ以前の受診にかかる医療費の助成については、従前の例によるものとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 医療費の助成について今までもやっていたと思うのですが、何人くらい対象になって、年間どのくらい払っているのだと。余りにも優遇するがために離婚率が多くなるのかなと、こういうふうなことも考えられるのですが、そういうことはないのかどうか。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、ひとり親家庭の実数でございますが、12月1日現在で母子家庭が34世帯、父子家庭が8世帯、合計で42世帯でございます。医療費の助成に該当している世帯でございますが、母子家庭が16世帯、父子家庭が5世帯、合計で21世帯でございます。ただ、ただいまこれは親と子供の医療費を助成するものでございますが、子供につきましては子ども医療のほうで全額子供の無料化してございますので、

これは親の分の医療費の助成になってございます。合計で平成26年の実績でございますが、72万8,750円を助成しております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 下郷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第75号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定について

○議長（佐藤一美君） 日程第6、議案第75号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

農業委員会事務局長、湯田真澄君。

○農業委員会事務局長（湯田真澄君） 議案書14ページをお開き願います。議案第75号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定についてをご説明させていただきます。

15ページをお開きください。本案は、平成27年9月4日に公布された農業委員会等に関する法律の改正に伴い、下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を制定するものであります。本定例会第1日目の全員協議会でも説明しておりますが、まず本則第1号の委員の定数については11人としております。農業委員会等に関する法律第8条において、委員の定数は農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積、その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い条例で定めるとなっております。改正前の選挙による委員の定数は、16人と定めております。また、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からそれぞれ1名の推薦を受け、議会推薦は2名の推薦を受けております。



合計で改正前の委員数としては21名でございます。法律の改正後は、推進委員を委嘱する農業委員会に本町が該当し、上限基準14人になり、政令第5条で現行の定数の半分程度と定めていることから、改正前の委員の21人の半数は10.5人で、端数を切り上げて11人とする設定案としたところであります。

続きまして、本則第2号の農地利用最適化推進委員の定数については16人としております。法第18条で推進委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めるとなっております。定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数（1未満の端数が生じたときは1に切り上げる）以下であることとなっております。本町の農地台帳の農地面積2,204ヘクタールを100で除して得た数を1未満は1に切り上げて23となります。上限基準は23人となりますが、1人の担当区域がおおむね100ヘクタールとされることや現行の農業委員担当区域に基づき担当区域を16として、農地利用最適化推進委員は16人とする設定案としたところであります。

附則第1項において施行期日を説明しておりますが、平成28年4月1日から施行するものとしております。

次に、附則第2項において、農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止をするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） もう一回、ひとつここで議会ですので、この前の全員協議会の説明ではなく、もう一回きちっとした説明をまずもってお願いを申し上げます。全員協議会の場合にはちょっとわからないところもあったわけですが、正式な議会でちゃんとお願いしたいのですが。今までと違うというような点でまずお願いをし、さらにはここに出ております11人の委員というのは何を今までと違うのか。今までの農業委員と違うのかどうか。

もう一つは、(2)の農地利用最適化推進委員、100ヘクタールに1人と、こういうふうに言われて先ほど説明があったのですが、16人というのはどういような人たちなのか。今までやっていた農業委員は、1カ月1回やっていたみたいですが、そういうようなものは農地利用最適化推進委員も来て、一緒になって27人でやるのか。

もう一つは、農協または土地改良から推薦で出てくるということですが、農地利用最適化推進委員の中にそれたちが含まれるのか、委員の11人の中に含まれるのか、もう一回ここで本会議ですので、正式にひとつ説明をお願いします。

○議長（佐藤一美君） 農業委員会事務局長、湯田真澄君、答弁を求めます。

（「わかるように説明して」の声あり）

○農業委員会事務局長（湯田真澄君） まず、農業委員会の改正でございますが、今回については大きく3つの点が改正されます。1つ目は、農業委員会の業務の重点ということで、これにつきましては農地の利用の最適化を重点化するというを明確化したものでございます。農地利用の最適化というのは、担い手への集積、集約化、耕作放棄地

の発生防止、解消、新規参入の促進、これをよりよく果たせるようにするため、農業委員会の業務のまず重点化を明確化したというのが1つ目でございます。

そして、2点目でございますが、農業委員の選出方法の変更についてでございます。これにつきましては、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制の一本にするという変更の内容でございます。

続いて、3つ目でございます。農地利用最適化推進委員の新設ということで、これまでは農業委員会は農業委員さん、1つのあり方でしたが、各地域において農地利用の最適化、これを推進するための農地利用最適化推進委員というものを新たに新設するというのが今回の農業委員会法改正の大きな3つの点でございます。

業務の重点化、まず1つ目の重点化でございますが、これについてはこれまで担い手への農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、これらについては、いわゆる任意業務ということで行うことができるというような文言でございましたが、これについては最適化を推進するというので、任意業務から必須の業務に変えるということで、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進の推進）を行うというような文言になっております。

あと、これまで農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議及び諮問等ができるということになっておりましたが、これについては法的根拠がなくても行えるということで、いわゆる農地利用の最適化に関する施策についての改善意見を提出することができるというような中身に変更されております。

続きまして、2つ目のいわゆる農業委員の選出方法でございます。これまでの農業委員というのは、いわゆる公選制に基づく選挙制、下郷町の場合は16人でございます。あと団体推薦、これは土地改良区、農業共済組合あるいは農業協同組合の3団体から各1人ずつ推薦してくださいということになっていました。あと、議会推薦については4人以内ということで、毎回議会のほうからは2人の推薦をいただいて、21人の農業委員という形でしたが、いわゆる選挙制について実際に選挙が行われているというのは、全国で約1,700の団体があるのですが、その約1割にとどまっているということで形骸化しているのではないかと指摘があったということでございます。また、選挙委員の約4割近くは兼業農家が多いということで、これらもいわゆる耕作放棄地の歯どめがかからない原因の一つではないかというような指摘がされまして、いわゆる改革の方向としては地域の農業をリードする、そういった担い手を透明なプロセスを経て確実に就任できるように改めましょうというのが2つ目の農業委員の選出方法の変更になります。これにつきましては、市町村議会の同意を要件とする、今度は市町村長の任命制一本にするということでございまして、これまで公選制についてはなくなります。また団体推薦、これまで農協、共済、土地改良ということで1人ずつの推薦を依頼しておりましたが、それも取りやめになります。なおかつ議会推薦、これについても同様に廃止というようなことになります。今後については、いわゆる過半を原則として認定農業者の半分にしてくださいと。あと、中立、公正の立場の人を必ず1人以上入れてくださいと。あ

と、女性、青年も積極的に登用してくださいということで、農業委員の定数については委員会を機動的に開催できるよう、現行の半分程度とするというような中身でございまして、今後については市町村長はいわゆる町内に推薦、公募を実施します。推薦、公募の実施しましたらば、市町村長は推薦、公募の中からいわゆる選任し、議案を作成し、市町村の議会の同意を得るということで、そこから初めて市町村長が任命するような形になります。

下郷町の場合は、委員さんは来年の2月29日までいわゆる任期があるわけですが、9月4日、法律が改正されて公布されておりますので、公布日以降に告示されるものについては、順次新体制をとりなさいということになっております。下郷町の場合は、今回の施行日が4月1日ですから、2月……

(何事か声あり)

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと単刀直入に、余り長過ぎて我々頭が悪いからわからないのかなど、こう思うような気もするので。では、しからば委員という11人というものは、どのような方が11人になれるのか。町長が認定をすとかどうのこうのということ、最後の選挙というか、そういうふうなことはわかるのですが。では、農地利用最適化推進委員という16人というものは、誰が推薦するのか。農業委員の11人がするのか。この点ちょっと具体的に教えてもらえばそれで結構です。選挙がどうのこうのとかという長ったら、長ったらということを知っているのではないのです。11人というものは、どのような人たちがなれるのか。では、農地利用最適化推進委員という16人というものはこの11人で決めて、この16人が決まるのか、この辺をちょっともう少し単刀直入に、我々大学出ているわけではないのですから、わかるようにちゃんと説明してください。単刀直入、短くて結構です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

○農業委員会事務局長（湯田真澄君） 農業委員の11人につきましては、農業者等、町内にかかわる人間であればどなたでも応募あるいは団体推薦、あるいは農業者等の推薦という形で推薦できます。また、農地利用最適化推進委員についても当然熱意と識見のある方ということなので、誰でもこれはいわゆる町民の方に応募するというような形になります。ですので、農業委員も農地利用最適化推進委員についても同時に皆さんに町内にお知らせして公募をするというような形になります。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） そうすると、今まで長年、例えば私中妻地区でございまして、中妻、沢入、水門から1人というようなことで出させてもらっていたときがございまして。今まではそういうことです。担当地区がそういうふうなことがよくあったわけですが、まずそういうふうなことがなくなるというふうなこと。応募資格の委員の11人は、農業認定者でないといけないのか。農地利用最適化推進委員に応募する場合の規定だけ少し教えていただければ結構です。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

湯田真澄君。

○農業委員会事務局長（湯田真澄君） まず、担当区域でございますが、農業委員については担当区域は設けて募集はかけられません。ただし、農地利用最適化推進委員については先日の全員協議会でも担当区域案ということで示しましたが、一応担当区域を示した上で募集するということとなります。農業委員の募集については、あくまでも農業者等あるいは農業者に関係する者ということでございますので、いわゆる先ほど申しましたけれども、自薦という形で応募もできますし、団体推薦ということもできますし、農業者同士の中で推薦するという3通りの方法がございます。ということで、あとはいわゆる農業に熱意と識見のある方ということで、特にそれ以上の制限はございません。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「はい、了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 下郷町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまより休憩します。（午前11時13分）

---

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前11時25分）

---

日程第 7 議案第76号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第77号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第78号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第79号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第80号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤一美君） この際、日程第7、議案第76号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第3号）、日程第8、議案第77号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第78号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第79号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第80号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件まで5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第76号につきましては総務課長、五十嵐正俊君、議案第77号、議案第78号につきましては町民課長、星昌彦君、議案第79号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第80号につきましては建設課長、室井一弘君、順次説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） それでは、16ページに戻っていただきまして、議案第76号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

今回12月補正予算につきましては、これまでの既決予算の総額に2,085万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,389万7,000円とするものであります。

主なものについて説明させていただきます。初めに、地方債の補正でございますが、21ページをお開きいただきたいと思っております。第2表、地方債の補正であります。過疎対策事業債につきましては7,570万円を減額し、限度額を1億6,650万円から9,080万円とするものであります。減額の主なものにつきましては、雪寒機械整備事業の完了で290万円、南会津地方広域圏組合が事業を実施しました消防救急デジタル無線事業で7,370万円、役場に配備してあります消防本部指令車及び倉村地区に配備の消防ポンプ積載車の更新事業で1,060万円、その他社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業等の確定から130万円が減額となり、議案第73号でご説明いたしました下郷町携帯電話等エリア整備事業で新たに1,280万円を増額計上し、差し引き7,570万円が減額となる内容でございます。なお、消防救急デジタル事業及び消防本部指令車並びに倉村の消防ポンプ積載車更新事業につきましては、これまで限度額が8,430万円となっていたところですが、県の指導により次のページの緊急防災・減災事業債へ組み替えとなっております。

次のページでございますが、救急デジタル事業及び消防指令車等の更新、これらにつきましては事業も完了しておりますことから、実績額8,080万円を増額計上したところでございます。災害復旧事業債については、十文字堰の9月の大雨による復旧に係る経費の財源として新たに650万円を増額計上したものであります。

歳入の説明に移ります。26ページをお開きください。一番上の欄、地方消費税交付金につきましては、交付実績に伴い2,006万1,000円を増額計上となりました。分担金につきましては、これも先ほどご説明させていただきました携帯電話等エリア整備事業に係

る通信事業者からの分担金360万9,000円を見込んだところです。次の欄、民生費国庫負担金、社会福祉費国庫負担金につきましては、保険基盤安定負担金の再算定から歳出において国民健康保険特別会計への繰出金915万4,000円が増額計上となり、これに伴いまして国庫負担金410万1,000円が増額となり、次のページの一番下の欄、民生費の県負担金の保険基盤安定負担金についても340万2,000円が増額計上となったところであり、2節の障害者自立支援医療給付費負担金につきましては、更生医療及び育成医療給付費において歳出見込み額が減額となったことから、国庫負担金で248万9,000円、県負担金で次のページになりますが、124万4,000円がそれぞれ減額となる見込みです。

27ページに移りまして、土木費国庫補助金、道路橋梁費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金事業国庫補助金の減額交付のため、4,938万円が減額計上となったところです。その下の欄、文化財保存事業費国庫補助金につきましても大内宿保存修理事業等の確定から171万2,000円が減額計上されるところです。

28ページに移ります。県補助金、総務費県補助金では、これも先ほどご説明いたしました枝松地区に予定の携帯電話等エリア整備事業であります。県の補助事業名で無線システム普及支援事業ということで、総事業費の3分の2に当たる3,295万7,000円を見込んだところです。また、農林水産業費では畜産強化対策事業において、下郷町畜産クラスター協議会が行う事業が規模縮小されたことにより951万6,000円を減額とし、歳出についても同額が減額されているところでもあります。災害復旧費県補助金では、過疎対策事業債でご説明いたしました十文字堰の災害復旧に係る補助金1,170万円を増額計上したところでもあります。

29ページに移りまして、一番下の欄、繰入金であります。これにつきましては60周年記念事業の完了により70万円が減額となったところがございます。また、地方路線バス運行委託料の確定に伴い、過疎対策基金からの繰入金220万円、さらには小中学校の修繕工事の完了により教育施設整備基金からの繰入金330万円がそれぞれ減額となっているところでもあります。

次のページに移りまして、諸収入であります。平成26年度の療養給付費負担金の確定に伴う支払い超過分を後期高齢者医療広域連合償還金として145万3,000円を増額計上されておるところであります。町債につきましては、先ほど地方債でもご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

歳出に移ります。総務費、6目の企画費では、13節委託料682万5,000円、工事請負費4,261万1,000円が携帯電話等エリア整備事業による経費となっているところがございます。8目の交通対策費、三角127万4,000円につきましては、地方路線バス運行委託料の確定によるものです。その下の欄、諸費につきましては、60周年記念事業の完了により60万円の減額計上となっているところございます。60周年の減額についての主な要因としては、各世帯に配布いたしました折り畳みレジかごシートの購入が低額になったところによるものがございます。

33ページに移りまして、民生費、社会福祉総務費の915万4,000円は、先ほど歳入においてご説明いたしました保険基盤安定負担金の再算定に伴う国民健康保険特別会計への

繰出金となっています。その下の老人福祉費では、高齢者の除雪援助に用います除雪機械及び運搬車両購入事業の完了により367万9,000円が減額となったところがございます。

次のページに行きまして、同じ民生費で7目の障害者等サービス費につきましても歳入でご説明いたしましたとおり、給付見込み額の減による減額計上となっているところです。児童福祉費では、広域入所児童の増加から委託料で378万9,000円が増額計上となり、しもごう保育所費では4月採用予定の臨時職員2名分が7月と10月となったことから、200万5,000円が減額計上となったところです。

次のページの衛生費でございますが、3の保健事業費、委託料において、胃がん検診など16項目の検診及び後期高齢者健康診査において受診者数が減ったことから、271万円が減額となっております。

次のページに移りまして36ページ、農林水産業費では、これも歳入においてご説明いたしました負担金補助及び交付金において、下郷町畜産クラスター協議会が行う事業が規模縮小ということで、補助金951万6,000円が減額されているところであります。土木費では、備品購入費において除雪機械購入事業の完了に伴い850万2,000円が減額となり、道路新設改良費及び橋梁維持費では歳入でもご説明いたしました社会資本整備総合交付金事業及び防災安全交付金事業国庫補助金の減額等により、道路新設改良費で7,817万円、橋梁維持費で543万円がそれぞれ減額となったところであります。

38ページに移りまして、住宅管理費においては経年劣化による特公賃住宅の屋根修理経費として100万円を増額計上しております。その下の消防費では、南会津広域消防署の救急デジタル無線事業の完了により負担金191万2,000円を減額計上したものであります。教育費に移りまして、教員住宅改修工事58万5,000円、小学校特別修繕242万8,000円、榎原小学校体育館の耐震補強工事に係る設計監理委託347万8,000円、工事請負費84万8,000円につきましては、それぞれ事業の完了等による減額計上となったところがございます。

次のページに行きまして、文化財整備費につきましては、これも歳入でご説明いたしました大内宿保存修理事業等の完了により179万8,000円が減額となっているところがございます。災害復旧費におきましては、十文字堰の復旧工事に係る事業費1,800万円を増額計上したところがございます。

なお、歳入歳出の差額につきましては、予備費にて調整しているところがございます。これにつきましては、平成26年度の除雪の費用が補正予算においてあるいは専決において5,243万6,000円、平成26年度補正しておりますので、いち早く対応するため予備費にて調整するというようにしておるところでございます。

以上が平成27年度一般会計補正予算（第3号）についてのご説明となります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私から議案第77号 平成27年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算総額に歳入歳出そ

れぞれ2,518万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,506万5,000円とする内容でございます。

まず初めに、歳出からご説明を申し上げます。議案書48ページをお開きいただきたいと思ひます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、財源内訳の補正です。その下、2目退職被保険者等療養給付費についても財源内訳の補正となっております。その下、3目一般被保険者療養費については、一般被保険者の療養費分の補装具等の支出が増となったもので、30万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金につきましては、財源内訳の補正。

その下、6款介護納付金、1目介護納付金につきましても財源内訳の補正でございます。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと思ひます。11款諸支出金、3目償還金でございますが、平成26年度の療養給付費の精算によるもので、過大交付を受けたため国及び県に返還するもので、715万5,000円の増額補正となっております。

12款予備費につきましては、1,772万8,000円を増額し、3,776万6,000円とするものです。

続きまして歳入ですが、47ページをお開きいただきたいと思ひます。4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金の算定によるもので、退職の退職医療に係る交付金です。1節現年度分につきましては、退職医療負担金が多くなっているため、1,790万9,000円を増額補正をお願いするものです。またその下、2節過年度分につきましては、平成26年度分退職者医療に係る交付金の精算によるもので、追加交付が発生しなかったため188万円を減額補正するものです。

次に、9款繰入金、1目一般会計繰入金ですが、2節保険基盤安定繰入金ですが、これは再算定によるもので、確定のための補正増で915万4,000円をお願いするものです。

以上が今回の補正内容ですが、これらにつきましては去る12月4日開催されました第3回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第78号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。議案書50ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,135万4,000円とする内容でございます。

議案書56ページをお開きください。まず初めに、歳入でございますが、3款繰入金、2目保険基盤安定繰入金ですが、これは保険基盤安定負担金の確定によるもので、県後期高齢者医療広域連合より85万2,000円の増額通知がありましたことから、補正増をお願いするものでございます。

次に歳出ですが、議案書57ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費、19節負担金補助及び交付金でございますが、



これは歳入でご説明申し上げましたけれども、保険基盤安定負担金の確定によるもので、低所得者の保険料軽減分を補填しているところから同額の85万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、議案第79号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

58ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に変更はございません。

続いて、内容についてご説明申し上げます。初めに、65ページをお開きください。3の歳出についてご説明申し上げます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の3目地域密着型サービス費につきましては、当初見込みより少なく推移しておりますことから、849万6,000円を減額計上するものであります。9目居宅介護サービス計画給付費につきましては、精査により見込み増により216万6,000円を増額計上するものでございます。

同じく2款、7項特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費につきましても精査による見込み増によりまして633万円を増額計上するものでございます。

続いて、前のページになりますが、64ページ、2の歳入についてご説明申し上げます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、181万円の増額計上。5款県支出金、1項県負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、181万円を減額計上するものでございます。これは、歳入でご説明申し上げましたサービス費の増減によるものでありまして、居宅サービス費または施設サービス費により国庫、県費の負担率が異なることによるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、議案第80号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

66ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正については、去る9月の定例会において承認をいただきました平成26年度の決算に基づき、26年度の消費税分を税務署に申告しましたところ、消費税額が確定したことにより、今回の補正額93万9,000円が不足になったことから、この部分を一般会計から繰り入れし、消費税を納めるというものでございます。

68ページ、69ページをお開きいただきたいと思います。67ページにつきましては、一般会計からの繰入金として93万9,000円を計上させていただき、68ページの歳出について公課費として93万9,000円を補正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 二、三、ちょっと聞いてみたいのですが、枝松につくる携帯電話というものが、つくった場合の維持管理というものは通信事業者になるみたいですが、所有権というものは町の側になるのか。そうした場合に町の財産になるならば、私は公有財産審議委員会にやっぱりかけるべきではなかったのかなと、かけておられるのか。かけていないということになると、町の財産にするために審議会というものは何のためにあるのかというようなことを疑わざるを得ないわけですが、かけたのかかけていないのか。

もう一つは、先ほど5番さんが言われた壊れたときには誰が直すのだ、通信事業者が直すのかということになると、保険というものが掛けられるというのが建物だとかそういうふうなものにはやるわけですが、先ほど雷がどうのこうのと言いましたけれども、そういうようなものは例えば電話だとかそういうものは保険に掛けておいて保険で直すという。では、保険というものは通信事業者が掛けるのか、町の財産ということに所有権がなるならば町で掛けるのか、この辺をひとつ。

もう一つは、鉄塔が建った場合に、夏ならば草がぼうぼう生えて草刈りもしなければならぬ、冬になった場合に除雪もしなければならぬと、こういうようなものは通信事業者がやるのか、所有権者の町がやるのかお伺いをいたします。

31ページの地方路線バス運行の委託料が127万4,000円も減額をされておるわけですが、バスの路線が年度の推移だったら来年の3月あたりで減額はいいのではないだろうか。127万4,000円、まさかバスの運行終わったわけではないのですが、もうかり過ぎてこのぐらいの減額をしてもいいのか。ちょっと私たちには納得できないような……ちょっと考えられることは高齢者にタクシーの無料券を配布したから、そちらのほうが余りにも利用しているからバスに乗らなくなったのか、どっちに解釈していいのかわかりませんので、127万4,000円の理由というものをひとつ教えていただきたい。

あとは、33ページの除雪機等が367万9,000円ほど減額をされておりますが、ちょっと金額が300万円ということになりますと、除雪機の1台や2台買えるのかなと、こう思ってちょっと聞いてみたいのですが、トラック、軽自動車まで2台買い、除雪機を我々もこの前委員会で見たのですが、2台も買ったわけですが、トラック1台ずつどのぐらいしたのか、除雪機が大きいのでどのぐらい、ちっちゃいのがどのぐらいしたのか、それで幾ら幾らで367万9,000円余ったのだというようなことをひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。

36ページの畜産クラスターというものが951万6,000円ほど減額をされておりますが、十文字の金子さんというようなことは百も承知でございますが、6月の定例議会で補正をとっているのです。これ6月の補正のものを私コピーしてきたのです。6,020万5,000円、下郷町畜産クラスター事業補助金。協議会で2分の1ということで、あとの2分の1は十文字の金子さんが用意しなければならぬのかなというようなことでありますけれども、本人に私ちょっと会って聞いたときに3,000万円、金持っているのか、いや、

持たない、借り入れをする。大変だねと言ったの、3,000万円の借り入れは大変だねと言った。というようなことで、お金が半分ということになると、そういうようなことになったのかなと思いますけれども。6月の補正を組むときには、協議会というものもつくったと思います。例えば町が入りまたは県の農林事務所も入り協議会というものもつくったと思いますが、協議会のメンバーをひとつ教えていただき、さらには協議会が入っているにもかかわらず、6月からたったの今12月で半年もたないのに規模縮小のために減額というものは情けないような状況である。なぜ6月の時点でもって本人の意向を聞いて、本人に対する説明というのが少し不足しているのではないだろうか、このようにも考えられます。金子さんに恥をかかせたような感じもないわけではないのです。ということになった場合に、6月の補正をとるときに余りにもお粗末なやり方ではなかったのかな、反省をしているのかなというのが私の考えでございますが、町の考えをひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。

以上。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 枝松に建てる通信設備等について、公有審議会にかけたのかという第1点目のご質問でございますが、本定例会におきまして条例並びに補正予算等を提出させていただきました。本議会においてご承認いただきましたならば、その後、さらに設備等が整ってから公有財産審議会にかけたいと、財産としてかけたいというふうに考えているところであります。

あと、壊れた場合についての保険の対応ですが、庁舎等が入っております町村会の保険に加入することで対応したいというふうに考えております。

あと、草刈り、雪かき等の常時の管理でございますが、これにつきましても通信事業者に任せるということで、管理をさせるということによって運営したいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 議案書31ページの交通対策費、私どものほうで会津バスの運行関係をやっている関係で答弁を申し上げたいと思います。

まず、期間の関係ですが、10月1日から9月30日を1年としてやってございます。したがって、9月30日で締め切っておりますので、毎年12月の議会によりまして路線バスの増えた場合には増額または精査をしまして減額になった場合は減額というふうをお願いしているところでございます。それで、昨年より下郷では毎回4路線ほど、戸赤、音金、枝松、南倉沢、この4路線をお願いしているところなのですが、この中にも系統がございまして、11ほど系統がございまして、バスが通る道のことなわけですが、この中で下中、旭田小、中妻、大内まで行く路線が昨年より4.3%ほど増えております。それから、落合、下郷中学校まで、これが3.4%増えましたので、その収支の差額分、127万4,000円を今回の12月の議会で補正減ということをお願いするところでございます。

以上でございます。

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 申し上げます。ちょっと待って。

昼食の時間が過ぎておりますけれども、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いします。

健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、老人福祉費の除雪関係の備品購入費の関係でございますが、除雪機を運搬する運搬用の車両につきましては、当初1.5トンと軽トラック、各1台ずつ、2台を購入する予定でございました。それで、予算を609万2,000円計上してございました。それで、実際に購入しました1.5トン、いすゞエルフトラック、これは388万8,000円でございます。軽自動車のほうにつきましては、スズキキャリイ、660ccでございますが、92万8,798円ということで、自動車の購入合計額が481万6,798円となったところでございます。これにつきましては、スノーダンプとかそういう購入する消耗品のほうが若干不足しましたので、ここから22万6,000円ほど流用させていただきまして、今回104万9,000円を減額補正するものでございます。除雪機につきましては、当初33.4馬力のを1台、15馬力のを1台、合計2台を購入する予定でございましたが、現物を見ましたところ33.4、15、それぞれちょっと若干大きいということで、33.4馬力のは26.5馬力のものに、15馬力のは9.3馬力のものに、一回りやや小さくしたものを購入するという計画を立てまして、これは除雪機の予算額は533万円に対しまして、そういう若干小さくしたものもございまして、購入額が2台で270万円ということで、合計補正額を263万円を減額補正しまして、運搬用車両と除雪機、合計で367万9,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 36ページにございます下郷町畜産クラスター事業補助金の減額についてのご質問でございますけれども、まず協議会のメンバーでございますけれども、協議会につきましては畜産農家が加盟しております。これは2名おります。さらに下郷町、それから会津みなみ農業協同組合、そして南会津農林事務所が協議団体を構成してございます。委員おっしゃるとおり6月に補正させていただいたわけでございますけれども、これにつきましても本人の意向を十分に聞いたのかというふうなお話ですけれども、6月時点で計画をつくっておりますので、つくった部分は2月に設立総会を行いまして、それ以前からそういった意向がご本人のほうからあるということで、十分に尊重して6,000万円ほどの補正を組んだところでございます。それ以降資金繰り等、資金計画等のこともございまして、取り組み主体のほうから、まずは牛舎の充実を図っていききたいと。その次に将来は加工というふうな施設に移りたいということがございましたので、今回の減額補正というふうなものを計上したところでございます。なお、協議会としましては、さらには町としましても本人の意向を十分に聞きまして、本人の意向に沿った計画実施、希望をかなえるための事業を進めていきたいというふうに考えているところ

でございます。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「はい、了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにございませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） それでは、質問させていただきます。

まず、一般会計から特会への繰り入れの件でご質問いたしますが、それぞれ理由がございますが、補正を、一般会計から繰り入れしなければならなかった理由をもう少し詳しくお聞きするとともに、それぞれの特会での収入、それから滞納等、どのような処理をして、今後どのような対策をとるのかもあわせてお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長（五十嵐正俊君） 今回の補正における特別会計から一般会計への繰り入れに対する、それぞれ必要性があったのかということによろしいかと思いますが、それぞれ特別会計におきましては、会計処理の中で限られた収入でもって足りないところを一般会計から繰り入れるということになっておりますので、先ほどの滞納等の回収等もありますけれども、現在のところ一般会計から繰り入れなければ会計が成り立たないということであることで一般会計から繰り入れを認めたというところであります。あと、詳細な滞納等につきましては、それぞれの特別会計のほうから説明があると思います。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、各会計については各担当課長からということなので、私どものほうの議案第80号の簡易水道会計についてお話しさせていただきます。

今回消費税相当分を一般会計のほうから繰り入れに当たりましては、簡易水道特別会計が認められている高料金対策の限度内ということで繰り入れさせていただきました。93万9,000円という額が簡易水道会計上、結構な大きな額になりますので、この部分については高料金対策の対象経費として繰り入れさせていただきました。ちなみに、うちのほうでは予備費が150万円ほどしかございませんので、この部分を一般会計に頼らない場合については、今後発生した場合の漏水事故等に支障が来すということで、今回繰り入れさせていただきました。なお、私どものほうでは来年の当初予算作成に当たっても毎年予備費150万円相当を確保すれば、あと残った部分については一般会計のほうに戻すという考えでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 私のほうでは、国保会計と後期高齢というようなことであるわけですが、国保会計のほうについては繰入金として保険基盤安定繰入金を、国、県補助をいただいて一般会計に入ったものを国保会計のほうに繰り出していただくというような内容になっておりますので、915万4,000円を一般会計から国保会計のほうにということ

で。あと、後期高齢については4分の3が県から交付を受けまして、4分の1を町がプラスをしまして、4分の4として後期高齢のほうの特別会計のほうに一般会計から繰り出しているという内容になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、介護保険特別会計につきましては、創設から、12年に創設されまして、年々滞納分積み重なって、現在四百何十万円かと思いましたが、その分につきましては毎年滞納者に対しましては臨戸訪問等により納めていただきまして、あと年度末に、これは福祉係職員全部で各家庭を回って納めていただくということで、年々滞納額については減少しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） それでは、3点だけお願いいたします。

29ページの歳入の寄附金のふるさと応援寄附金です、51万円。何人が寄附者があったのか。それで、それぞれどのぐらいの金額が寄附されたのか。それに伴って御礼の品が39ページに謝礼費として2万2,000円計上しています。ほかの町村のいろいろな情報入っていますけれども、寄附者に対する御礼が余りにも低いと。2万2,000円で何をやったのか。ちょっとこの辺はやっぱり考えてもらわないと、下郷にふるさと納税でやってもメリットないと、そういう動きになりますから、町長、それはやっぱりもう少し考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、33ページの民生費の老人福祉費の備品購入費、減額の367万9,000円。当初ですと、600万円そこそこの当初予算を計上したけれども、この経緯に至ったのはわかります。しかし、当初予算からすれば、もう50%を切っているわけです。ですから、当初予算に計上する場合の対応というのがちょっとやっぱりその辺の慎重を欠いていたのかというような感じもいたします。

それから、当然これから機械でひとり暮らしの世帯の除雪をしてやるわけですが、これは大変喜ばれることと思っております。今回4人の方、公募なされましたが、4人ということで決定したと思っておりますが、何人応募あったのか。

それから、やはり雪を片すという機械だけではなく手作業もありますから、かなりの重労働、要するにあと危険も伴うということでございますが、賃金の設定、町の一般の賃金の設定でこの賃金を決めたのか、あるいは特殊な勤務ということで独自に賃金体系でやったのか、その辺はいかがでしょうか。

それから、39ページの学校費の学校管理費、小学校なのですけれども、1目の学校管理費の中で委託料が347万8,000円減額されております。これは、檜原小学校の耐震工事ということの減額という説明でございまして、あの入札は町長の予定価格にして落札価格が100%ということで、本体工事は請け差がなかったと思うのですが、それにかかわら

ず設計監理委託料が347万8,000円も減額。どうも私は考えられないです。この中身、よく説明してもらわないと納得ができないのですが、いかがでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） まず最初に、ふるさと応援寄附金の額について申し上げたいと思います。補正予算につきましては今回51万円で、合計61万円となっておりますが、その後、今現在2件ほど追加ありまして、全部で16名で65万円という形になっております。今年度につきましては。ちなみに、今までの合計金額につきましては、平成20年度から始まっているわけなのですが、合計が57人の281万円という形になっています。

あと、ふるさと応援の御礼の品物でございますけれども、1万円以上5万円が3,000円相当の特産品、あと5万円以上10万円未満が5,000円相当の特産品、10万円以上につきましては7,000円相当の特産品という形には現在なっております。ただ、今議員さんが提案ありましたように、ただいま行政改革の中で担当課も含めまして現在協議が行われております。その件につきましても今後は他の町村の動向等を調査しまして、いろいろ改善してはいかなければならない事案ではないのかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、除雪支援等の事業の関係でございますが、まず1点目の除雪機等の購入に関して計画性がというようなご質問ございました。確かに除雪機につきましては、やや大き目の設定で予算措置しまして、実際に現物を見たら、狭いところもありますので、各家庭に持って行って除雪するにはちょっと大き過ぎるということで現物を見て変更しましたので、大変これは計画的にまずかったという、それは確かにそういうことがあるかと思えます。あと、それと運搬用の車につきましては、これはあくまで請け差ですので、これについては609万2,000円の予算に対して481万7,000円ということで、あと先ほど申しました流用22万6,000円させてもらったので、104万9,000円という今回の減額補正でございますが、除雪機のほうに対しましてはちょっと大きさを、計画を誤ったということで、大変申しわけなく思っております。

あと、作業員の関係でございますが、公募しましたところ、14人の方から応募がございました。これは、年齢もまちまちで20代から上は70歳ぐらいの方までいらっしゃいました。その中で4人を選定したわけでございますが、これは60歳を超える方については町の職員も定年が60歳ということでございますので、60歳以上の方については除外させていただきまして、その中であと20代、30代の方につきましては季節限定の仕事でありますので、長期に長く勤められるような仕事を探してもらいたいというような願望もございまして、50代等の方を選考させていただきました。

あと、賃金の設定につきましては町の予算を算定する単価でございますが、それで建設課のほうで雇用しております重機のオペレーター、この単価が1万2,000円。それとあと、特殊作業をする方が8,800円ということで、先ほど佐藤盛雄議員のほうからお話ありまし

たように、ある程度危険な作業を伴いますので、大型特殊免許を所有しているということではございませんので、その中間をとりまして1万400円ということで賃金の日額設定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 教育次長、星修二君。

○教育次長（星修二君） 学校管理費の工事監理委託料でございますが、予算が728万7,000円ということで、これについては当初予算時見積もりということで予算化しました。それで、設計の段階で直営で設計しました。内容を精査しました結果、設計額のほうが370万円ほど減額になっております。結果的には請け差としましては、20万円ほどの請け差しか出ておりません。ですから、議員ご指摘のとおり当初予算の見積もりが若干甘かったということになるかと思っておりますので、申しわけなく思っております。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「はい、了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 平成27年度下郷町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第78号 平成27年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。



したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議員提出議案第5号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出について

○議長（佐藤一美君） 日程第12、議員提出議案第5号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議員提出議案第5号 公立小中学校の教職員数の充実・確保を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回下郷町議会定例会を閉会します。(午後 0時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年12月18日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員